

平成26年第1回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第1回波佐見町議会定例会（第8日目）は、平成26年3月11日本町役場議場に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 山下研一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	宮川豊	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	山下和雄	税務課長	小林修身
住民福祉課長	北村洋子	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	吉永智恵子
農業委員会会長	村田富士利	教育長	岩永聖哉
教育次長	平野英延	給食センター所長	内田稔

5. 議事日程は次のとおりである。

日程第1 町政に対する一般質問

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

御起立をお願いします。おはようございます。ただいまから平成26年第1回波佐見町議会定例会第8日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

それでは、通告がっておりますので、順次発言を許します。

1番 百武辰美議員。

○1番（百武辰美君）

皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は1点でございます。特別職の職員で非常勤の者の報酬について質問をいたします。

現在、波佐見町の職員で非常勤の者の報酬については、条例の別表で定められている報酬額が支給されております。その額は近隣市町村及び類似団体と比較してかなり低い水準にとどまっております。各種委員会の委員の皆さんの御努力と貢献度を考えた場合に、財政内容が少し好転してきている現状も踏まえ、早急な改定が必要であると思われませんが、改定についてのお考えを質問いたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 百武議員の御質問にお答えいたします。

特別職の職員で非常勤の者の報酬について。現在、波佐見町の特別職の職員で非常勤の者の報酬については、近隣市町及び類似団体と比較してかなり低い水準にとどまっている。早急な改定が必要であると思われるが、改定についての考えをお聞きしたいという御質問ですが。

議員御承知のように、本町におきましては長引く景気低迷に伴う税収等の減少の中にあつて、厳しい財政状況乗り越えるべく、財政構造改善改革や集中改革プランに沿って人件費や経常的経費等の削減を熟慮断行してまいりました。職員の人員削減を初めとする総人件費の縮減、町長、副町長、教育長に係る減額改定を行うとともに、さらに各種委員会委員の報酬額につきましては、平成16年度から平成18年度にかけて波佐見町特別職報酬等審議会の答申を受けながら段階的に減額改定を行ってまいりました。その結果、全ての委員会に該当しませんが、28の委員会報酬が、年額制、月額制、あるいは日額報酬等、委員会制度によって違いはありますが、近隣町と比較して約20%の開きがあるのが実情であります。委員会によっては、法制度に基づき毎月開催しなければならないもの、事務事業の状況に応じて臨時的に開催されるものなど、それぞれ違いがあり、委員の皆様方にはその都度、大変御苦勞をいただいております、本町のこれまでの振興発展と行財政改革の推進に多大なる御理解、御協力をいただきましたことに対し、改めて深く感謝するものであります。

今日、本町の財政状況につきましては、依然として厳しい状況にありながら、徐々にではありますが好転の兆しも見られることから、各種委員の報酬額の見直しにつきましては、できるだけ早い時期に特別職報酬等審議会を開催し検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、関連質問を進めさせていただきます。

今、町長のほうからできるだけ早い時期に行うという前向きな回答をいただきました。期待をしておりますが、その際の参考になればと思ひまして、問題点なりを幾つか質問をしながら進めてまいりたいと思います。

まず最初にお断りですが、手元に議長の許可をいただきまして参考資料ということで、現状の5枚ほど、参考資料を出ささせていただいております。それを見ながら、数字が多うござ

いましたので、非常に議論をわかりやすくするために5枚ほどやっております。

まず現状を確認してまいりたいと思いますが、現在の波佐見町に特別職の職員で非常勤の方の職種はどれくらいで、何人ほどいらっしゃるのでしょうか。それと、年間の、1年間に支払われる報酬の総額はどれくらいか、お尋ねをいたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

まず1点目でございますが、報酬等の特別職の職員、非常勤の数につきましては、消防団員も特別職の非常勤ということでございますが、その中も含めて、全体で51でございます。それから、年額の総額につきましては、数でございますが、委員会は51でございますが、消防団員を含めて739委員ということで把握しております。ちなみに去年は679でございます。一般会計ベースでございますが、そのうち、消防団員が288人ということでございます。差し引きますと、一般の各種委員の今年度は、26年度になりますが、451人という形でございます。

それから、全体の報酬の総額でございますが、26年度ベース、予算の計上では3,227万4,000円を計上いたしております。去年は2,630万ほどでございます。年によって報酬の額が違ふ、あるいは数が違ふわけでございますが、それは選挙の、国政選挙とかいろいろございますが、そういったことによつて数が変わつてまいるということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

特別職の方が51種類と申しますか、それで739人という、非常に多くの方に御努力をいただいているところでございますが、全般議論すると、とてもじゃありませんから、今回は、代表的な教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、それと選挙管理費について絞つて御質問をいたします。

お手元の資料1は県内の町の現状の額でございます。資料2が県内の市の今言った教育委員会初め、各委員の方の報酬でございます。年額、日額等いろいろ決め方はありますが、現状が郡内だけで申しますと、一つ挙げれば、教育委員会で委員の方が波佐見町が1万4,800円、川棚町が1万8,875円、東彼杵町が1万8,667円と、東彼3町を見ましてもかなり開きが

ございます。

それから、市と比べればまだ格段の差があるんでございますが、一つここで御質問ですが、聞くところによると、教育委員会、農業委員会等の仕事内容、それから委員の数等はそう市と大きな開きがないというところでございますが、こういう現状において、こういう報酬の差が出ておりますが、市と町と比べて、こういう違いは、財政的なものもあるんですが、主にどういうところから来ているとお考えでございますか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

まず、市と町につきましては面積、地域性、あるいは人口等、当然規模が違ってまいります。広さも違います。そういった中での対応ということでございます。その額につきましては、若干市の中でも開きがあるところもあるようでございますが、資料につきましてはありがとうございました。そういった中で、そういった大きな要因としましては、面積、あるいは人口、学校の数、財政の規模の差だということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、今まで何度か改定をなさって今の金額になったというところで、町長の答弁の中にあっただけでございますが、その変遷の内容を少し確認をさせていただきますが、資料3にありますように、平成17年度以降、何回か改定が行われているわけでございますが、平成17年3月に約5%前後の減額が行われ、それから翌年の18年3月に約20%の減額の改定が行われております。この18年3月に20%減額された理由がわかればお知らせいただきたいと思いますが。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

御承知のように、本町は行財政改革、先ほど町長がお話ししましたように行財政改革、いわゆる集中改革プランにつきまして健全財政を目指すために平成17年11月に実は第4次行政改革大綱を策定いたしました。策定するに当たりましては、平成17年7月から8月にかけて

波佐見町の将来を考える住民説明会をいたしました。その17年の3月に実は合併問題で破綻をいたしました。そういった中で、住民説明会の中でも、しからば波佐見町はどうやって生き残っていくのかといった議論を各地区の説明会の中でも激論を飛ばされて、いろいろな厳しい意見をいただいたところがございます。そういった中で、いわゆる合併の破綻、あるいは当時の財政状況の非常に厳しい状況、予算を組めるのかといった状況に陥ったところがございます。そういった中で、平成13年度ぐらいから財政改善を打ち出していこうといったことで行財政の改革に取り組んでまいったところでもあります。

そういった中で、いわゆる財源不足を補うと、自主財源をつくるんだといった思いをいたしながら経常的経費を毎年2%から5%をずっと取り組んできたといった経緯がございました。その中で、まず削減対策の一つとして、いわゆる人件費の削減、特別職を含めて職員の総人件費、職員数の減、そういったことも大行としてあわせて非常勤の特別職の皆さんについても何とか御理解いただいたということで、住民説明会の中で20%という数字を出して、表にチラシを配って御理解を求めたという経緯がございました。そこが一つの大きな理由でございます。

そして、このほかにも旅費の見直しとか、町単独事業の補助金には毎年落としていこうといったことで、10%ずつ3年にわたって落とした経緯もございました。そういった中で、理解を求めていったところがございます。

そういった中で、行革推進委員会とか、あるいは特別職等の報酬審議会の御意見もいただきながら、そういった削減をその年に打ち出したと、大きな転換期でございました。それが大きな20%の削減のポイントと御理解いただきたいと思えます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、少し中身に入って御質問をさせていただきますが、選挙管理費について若干御質問をいたします。実は資料3にありますように、18年3月に今、20%の改革が、減額が行われておりますが、実はその後この選挙関係費、選挙長以下、期日前投票立会人まで、また20%値上げをされている改定があります。この時期が僕は定かじゃありませんので、その改定時期と、それから何でこの選挙長以下の選挙管理費だけ、20%程度上げたのかという理由がわかればお願いをいたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

まず、選挙関係につきましては、平成23年の2月に報酬審議会を開いていただきまして、そこで当時、選挙関係と、それから監査関係とかございました。含めて、まず23年の4月から改定をいたしたといったことでございます。

それから、その変わった中で、選挙の中で、特に選挙長につきまして、あるいは投票立会人、あるいは開票立会人という幾つかの事務従事の種類がございます。その中で、特に選挙につきましては、投票に当たりましては、朝の6時半に集合をいただいて、そして夕方の、今、国政と町の執行の選挙の種類は違いますが、7時、あるいは8時半までといった長時間にわたる、13時間にわたる時間の中で、通常の非常勤の各種委員会に比較して、比較的各種委員会につきましては、大体、全部ではございませんが、約2時間程度の会議の時間帯であろうという判断をいたしております。これに対して、選挙につきましては13時、10時から13時間、あるいは会議にわたりまして6時間以上という形の中で従事をいただくということで、かねてから課題として残っておりました。そこで、その単価を何とかということで改めたという経緯がございます。そこで約20%ほどもとに戻したというんですか、近隣とより近い額に改めたという経緯がございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

その選挙関係費の中で、その23年度の4月の改定のときに、投票立会人と期日前投票立会人のところを時間報酬というところで改定をされております。この時間報酬という考えがなぜここで出てきたのかというのがわかればお願いをいたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

通常の他の市町、表で見てもおりのとおり、立会人、選挙事務につきましては確かに時間報酬にその年に改定の中で示しております。実は、投票立会人、期日前立会人と申しますのは、かねてから選挙の執行に当たりまして、自治会長さんを通じて選任をお願いいたしてお

ります。執行約1カ月半から1カ月前ぐらいでしょうか。自治会の皆さんに選任をいただいております。各投票所、管理者とは別に必ず3名はお願いせんばということでございます。

そういった中で、立会人につきましては非常に選任に苦慮したという経緯がございました。先ほど申しましたように、長時間にわたってするというのが厳しいという断られたケースがございまして、判断いたしましたのは、その2分の1、仮に12時間、13時間としますと、半日交代でできないものかなと。その午前と、あるいは午後、仮に6時半から午後1時まで、それから午後1時から投票の終わりまでとか、その2分の1の制度を設けることによって、そうすると、そこに立会人のお受けいただく方につきましても理解いただけるのではないかと。選任もよりよく自治会長さんもお願ひしやすいのではないかとということで、そのことによって半分することによって、2分の1じゃなくして、従事された時間を設けるということで、逆にそのことが現実的であって合理的ではないのかということで、このことにつきましては近隣の町もそれについて今取り組んでいるところでございます。そういう制度で設けているということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

そのときの経緯は承知をいたしました。ただ、その報酬という考えがどこに、どういう考えであるのか。もちろん時間報酬という考えもないにはないような感じがしますが。ただ、県内でも時間制をとっているのは東彼3町と佐々町、市はございません。それから類似団体の波佐見町を除いた78団体、全国にあります。そこを見ても、時間報酬という決まりをしているところは、条例で決まりをしているところはありませんでした。ただ、中にはそういうことを考えて、1日の、例えば半分に満たないところは半額にするとかという規定で対処をされているところがありました。だから、その時間報酬の規定がどうなのかという議論はここでは下げますが、全国的にそういう取り扱いもされているところがありますので、時間報酬については、報酬という性格上、どういう表記がいいのかということも今度の検討のところでお願いをしたいと思います。

それから先に進めますが、ずっと調べていきますと、各市も町もそうですが、その選挙関係費を算定するに当たって基本としているところが国会議員の選挙等の執行経費に関する法律に準ずるという表記が非常に多うございます。

ではお尋ねですが、この国会議員の選挙等の執行経費に関する法律では、この選挙長以下、各委員の報酬は幾らと規定してありますか。規定してあれば、お知らせをいただきたいと思いますが。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

国の法律の中で、いわゆる選挙に絡む部分につきましては、例えば基準の法律の、衆議院で例で挙げますが、選挙によって若干基準が違ってございます。そうした場合に、14条関係に選挙長等の費用弁償額ということが明記されております。その中では、選挙長が1日につき1万600円等々ですね。それから、これが8項目ほどあるようでございますが、選挙長、投票立会人、期日前の投票管理者、あるいは開票管理者とか、あるいは開票立会人、選挙立会人といった形で、選挙長が先ほど申しました1万600円から、1日につき選挙立会人が8,800円という形で掲げられております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

今、お答えのとおり、これは国政の選挙ではこれくらいを目安に、目安というか、これくらいを規定しております。資料4に類似団体の実は平均値を出してみました。これは私が算出したものですから、数値的にもし誤りがあれば後で御訂正をお願いしたいと思いますが。その下のほうの平均値を出しております。この平均値を見ると、最高、最低いろいろ規定はありますが、平均をしてみますと、ほぼこの法律に近い規定をされておりますので、一般的に考えれば、この法律による選挙長が1万600円、それから開票管理者が1万2,600円等が通常考えれば一般的な選挙関係に充てるべき費用じゃないかなと私は考えるわけでございますが、それと比べても、かなり低いと申しますか、現況ではそういう報酬額でございますが、これについてはどういうふうな御理解をされておりますか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

先ほどもちょっと触れましたが、いわゆる行政改革の中での経緯の中で、一たん20%から

25%下げた経緯がございました。そこで今回、選挙につきましては、先ほど申しました長時間にわたる業務等を含めて少し見直そうといった経緯の中で、平成23年に現行の額に変えてまいりました。ということでございますので、ただただ、基本的には国の基準は確かに示されておりますが、地方自治体においても、そのいわゆる国庫補助として国政選挙に当たっては交付をなされますが、執行の経費につきましては、当然これも税金として回り回った交付額でございますので、ただただその税に対する、執行に対して、行革の中でそういった経緯があるということでまず御理解いただきながら、されど地方自治体においてはその執行に、いわゆる基準について参考とするものの、当然それに対して、日額なり、あるいはこの額について進めることによって県から指摘は受けたことはございませんが、当然比較が、差があるなということは理解しております。低いということで理解しております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

低いという御認識でございますので、今度改定するときには、ぜひその通常といいますか、それにより近い改定になるように御努力をいただきたいなという感じでおります。

それから、また質問を次に進めますが、選挙管理委員会の取り扱いといいますか、について質問をさせていただきますが。各町もそうでしょうが、非常勤、各種いろいろあるんですが、代表的なものとして教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会というのが主に挙げられると思うのですが、波佐見町もその報酬の基準額として、選挙管理委員会だけ日額でございます。それと、そのほかのところは月額でございますが。

実は資料5をごらんいただきたいと思いますが、まだ、この選挙管理委員会の各類似団体のどういう規定で年額、月額、日額とか、どういう数があるかと、ちょっと調べてみました。教育委員会、監査委員会、農業委員会は、ほとんどのところで年額、月額という規定をされております。選挙管理委員会にいたしても、年額、月額あわせて、ほぼ70%のところは年額か月額というところで規定をされて、日額というのは3割ぐらいというところで、本当に少のうございます。

選挙というものはほぼ毎年行われるという性質もありますし、突発的に行われるということもありますから、このほかの3委員会に比べて何ら遜色なく重要な仕事だと思えます。その四つの中で日額というところで規定されておりますが、全国的には月額、あるいは年額

という規定が多うございますので、この選挙委員会の委員の報酬についても、月額か年額への移行を考えるべきだと思うんですが、その件に関してのお考えをお尋ねをいたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

選挙管理委員会に関する御指摘でございますが、まず、選挙管理委員会につきましては、定例会といいまして、いわゆる定時登録の時期がございます。大体年に5回開催をいたします。毎月ではございません。そして、検察審査会の関係で、9月に1回開催をいたしますが、そういったとを含めて、まず年に定時登録を含めて5回、必ずしなければなりません。それとあわせて臨時的に当然する場合がございます。この臨時的というのが、いわゆる選挙の国政選挙から町長選、いろいろありますが、その水準に応じて、大体その選挙に対して8回ほど開催をいたします。

そういったことを含めまして、毎月ではないということの中で、恐らく日額のしかれた経緯もあるのかなと思っておりますが、ただ、御指摘のような年額制、あるいは月額制については、今後、審議の中で検討いただくような形でどうかと思っておりますが、御理解賜りたいと思います。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

特別職の非常勤の方の報酬について質問を進めてまいりましたが、もう既に回答の中で、できるだけ早い時期に審議会等の意見を伺うという前向きな意見をいただきましたので、それに期待するほかはないわけでございますが。ただ一つ、考え方として、皆さんにお伝えしたいのは、この報酬を上げるということじゃなくて、もとに戻すという、僕は作業だと思うんです。平成18年度にさっき申し上げましたとおり、20%削減を行うということで削減をされました。財政がよくなりましたので、もとに戻すという作業が僕は表現の仕方では正しかろうかというふうに思いますが。

先ほどお答えにもありましたとおり、この合併の後の説明会の中で確かに表記をされております。特別職、町長あたりを10%削減、非常勤のところの報酬を20%削減ということで資料にもうたっております。町長なんか非常に長い間、自分の給与を削減をされてきました。

その特例も今度の3月で終わるわけでございます。言いかえれば、もとの戻るということだけでございますので、今までの御努力に敬意をそこは表したいと思っております。だから、今度、非常勤の特別職の報酬の改定に際しても、できればもとの戻すという作業をさせていただいて、できれば財政の許す限り、それにできるだけ上乗せをして改定をお願いをしたいという考えでございますので、それを今後の改定の推移を見守りたいと思っておりますが、できるだけもとの戻して、より高い報酬額になるように期待をして質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

回答はいいですか。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

報酬の行政改革によって削減してきたということは、今までの答弁の中でも御理解をいただいたものと思っておりますが、振り返ってみれば、平成17年3月31日に3町合併協議会が破綻をいたしまして、これまでは合併をしなければ到底財政を乗り切ることができないというようなことで進めてきたわけですけれども、結果的に破綻をしました。本当に背水の陣に立って身を切る思い、枯れたぞうきんをさらに絞る思いで改革をやってきたわけですね。これは議員さん初め、町民の皆様方の御理解のもとでやってきました。

結果的に今年の26年度の当初予算を見てみれば、税収も伸びてきましたし、そういった努力の結果でこうなってきたということでございますので、おっしゃるようにもとの戻す、あるいは他町との比較をしながら、早目に報酬審議会を開かせていただいて、その場で十分議論をいただきながら、その答申を得て決定をしまいたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

以上で1番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。10時50分より再開します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 松尾幸光議員。

○13番（松尾幸光君）

おはようございます。皆さんも御存じのように、東北震災からの、3.11から、今日までで3年を迎えます。まだまだ復興への始まったばかりでございます。1日も早く完全復興を願いたいものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番目に、自然環境及び地球環境の保全についてということで、本町は周囲を山林に囲まれた盆地上の形状で、総面積55.97キロ平方メートルの約64%が山林等で形成され、豊かな自然の町であります。しかし、全体の森林面積3.475ヘクタールの人工林が65.8%を占め、残りが天然林、広葉樹等の割合であります。人工林、自然林ともに管理がほとんど行われず、荒れ放題の現状であり、さらには山間部で耕作放棄地が輪をかけて拡大しており、自然環境破壊を起こしつつあると考えられます。

そこで質問ですが、1、本町の県道、町道、里道の側面、農作地と隣接する山林等、生活を脅かす状況までに雑木が大木化しており、鳥獣被害までに及んでいる状況に陥っております。山林地権者への徹底した指導及び環境保全整備の状況等を対策を考えるが、どのようにお考えでしょうか。

2番目に、整備計画に基づき森林づくりを推進するとされておりますが、人工林の整備、林業の担い手の問題、森林環境保全等、森林を守り育てる意識からなかなか見えてこないような感じがいたします。対策は進んでいるのでしょうか。

3番目に、本町での平成19年度に地球新エネルギービジョンを策定され、総合基本計画の中でも化石エネルギー資源の代替として、再生可能エネルギーとして、太陽光やバイオマス等の導入促進に向けた検討を進めるとされております。本町の地域性や資源量、社会情勢などを考慮したときに、天然林雑木及び人工林間伐を利用した木質バイオマス発電が最適と考えますが、いかがでしょうか。

次に、公共交通バスについて質問をいたしますが、国土交通省は、町の路線バスを維持するため、地方自治体の支援に乗り出す方針を固めたと言われております。今後、本町のさらなる活性化を推進しようとしている中、最寄りの駅からの公共交通機関アクセスは重要と考えます。有田駅から波佐見町中心までのバス路線の復活の計画はできないか、伺います。

壇上からの質問をここで終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 松尾幸光議員の御質問にお答えいたします。

まず、自然環境及び地球環境の保全について。

一つ、本町の県道、町道、里道の側面、農作地と隣接する山林等、雑木が大木化しており、鳥獣被害まで及んでいる。山林地権者への徹底した指導及び環境整備員の増員など、対策が必要と考えるがどうかという御質問ですが。

通学路や一般歩道等を含め、県道や町道等の通行に支障を及ぼし、緊急を要する場合のみ、行政対応で民有林の雑木等の伐採を行っていますが、通常そうした伐採は所有者に御理解と御協力をお願いし処理していただくこととなります。ただし、所有者が町外とか、町内でも不在や不明の場合等、いろいろなケースがありますので、当事者で迅速な対応が困難な場合、地元自治会等と協議の上、処理していくこととなります。農道や林道等においては、農地・水保全活動や中山間地域活動として共同で定期的に雑木の伐採が行われています。

御質問の環境整備につきましては、公有地や公共施設関連の作業に従事する者で、町内広範囲にわたり活動していますが、場合によってはシルバー人材センターを活用しており、現在のところ増員は考えておりません。

次に、森林整備計画に基づき森林づくりを推進するとされているが、人工林の整備、林業担い手、森林環境保全等、森林を守り育てる意識が見えてこない。対策は進んでいるのかという御質問ですが。

御承知のように、平成24年4月、波佐見町森林整備計画を変更し、今後10年間にわたる森林整備基本方針を定めました。そして、その中で森林の持つ機能として、水源涵養、地球温暖化や山地災害の防止、保健・レクリエーション、生物多様性保全、木材生産等を掲げ、適切な森林施業や路網の整備に努めるとしています。また、林業担い手については、高齢化が進んでいる中、若い担い手を育成するために、林業従事者の労働条件の改善や福利厚生の上を図るとしています。

現在、この基本方針に従い、東彼森林組合が森林経営計画を策定し、モデル地区として区域設定した川内郷内の森林約419ヘクタールのうち、74%に当たる約309ヘクタールについて、

5年間にわたる間伐等の施業管理契約を締結し、既に一部作業道を整備し、間伐作業を行っているところです。

このように平成23年の森林法改正により、持続的な森林経営を確保していくことが定められたことを受け、やがて主伐期を迎える本町内の森林の適切な管理、とりわけ現在必要となっている多くの人工林や間伐等の基本施業を推進するために、地域の御理解と御協力をお願いし、森林組合等との関係を深めてまいりたいと考えています。

次に、本町では平成19年度に地域エネルギービジョンを策定され、再生可能エネルギーとして太陽光やバイオマス等の導入促進に向けた検討を進めるとされている。天然林雑木及び人工林間伐材を利用した木質バイオマス発電が最適と考えるがどうかという御質問ですが。

本町に存在する潜在的な新エネルギー資源につきましては、町ビジョンの中では、木質系と農業系が取り上げられ、利用可能量としては、木質系の森林バイオマスが上回っています。木質バイオマス発電につきましては、国においても再生可能エネルギーの一つとして導入を推進しており、国全体の潜在的な資源量と、そこから発生する発電量やメリット等も試算されています。

県内では民間事業者の動きも伝えられ、本町においてもその可能性について検討しているわけですが、現在一番大きな課題として上げられている安定した量の未利用間伐材を長期にわたって持続的に搬出、集材できるかがかぎになるであろうと考えております。既に近隣ではチップ工場の操業開始が予定され、県内の集材競争はますます激化するであろうと言われています。さらにバイオマス発電にかかわる余熱利用についても、経営安定に大きなメリットをもたらすことから、今後調査研究を進め、農業用ハウスほか新規作物の模索を行ってまいりたいと思っております。

次に、国土交通省は地方の路線バスを維持するため、地方自治体に支援の方針を固めた。有田町から波佐見町中心までのバス路線の復活の計画はできないかという御質問ですが。

人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、地方ではこれら輸送人員の減少による赤字で路線バスの縮小や廃止が相次ぎ、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では議員お説のとおり地域公共交通の活性化及び再生を図るための取り組みを推進する目的で、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体を財政的に支援することをさきの閣議で決定しておりますが、その内容等については、今、国会

で審議中であり、詳細については十分には承知しておりません。

さて、お尋ねの有田町から波佐見町中心部へのバス路線についてであります。該当する路線として、平成13年度末までは西肥自動車舞相経由の嬉野一有田間を運行していましたが、道路運送法改正に伴い、不採算路線として廃止の申し入れが事業者側からあり、このことについて佐賀県側自治体が先に廃止決定したことや、実際に乗降調査を行った結果などにより、本町もやむなしと判断して、平成14年4月に廃止されたものであります。本町の重要施策の項目として、交流人口の拡大による町の活性化を掲げており、この点からも、最寄り駅からの交通アクセスの充実は重要であるとの認識はしているものの、現状でバス路線運行を要望した場合に引き受ける業者が果たしているのか。また、仮に引き受ける業者があった場合でも、経費補填などが生じて、利用者数に応じた費用対効果がどれほどあるのかなど、慎重に検討する必要があります。

よって、これらを考慮した場合、条件的に非常に厳しいと判断しており、御要望の路線復活については現在のところは考えていないというのが実情であります。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

今年度の予算特別委員会においても、景観対策に対しての同僚議員あれこれから質問が出ておりましたけれども、特に鳥獣対策としてのメッシュ柵の光景が余りにも見たくがよくないか、そういう話が出ておりました。私も個人的にはイノシシを囲っているんじゃなくて、人間が柵から囲まれているような感じがしておりますけれども、しかし、その農業を営む住民の方からすれば、生活がかかっているため、簡単にはなかなかそういうわけにいかないと考えております。本年度の予算でも、景観計画策定業務を約770万円かけて実施されております。その中に森林自然環境保全に対して策定計画の中の項目が取り入れられているか、そういうところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

先ほど景観のことが話に出ましたので、関係する担当をしております建設課のほうから、景観につきまして少しだけ説明をさせていただければと思っております。

まず、波佐見町では景観法8条に基づきまして、平成24年の4月から景観行政団体というようにスタートをいたしました。これは景観行政団体というのは、まず、景観をつくり上げ、そして町独自のそういったルールづくりですね。こういったものを具体化していく団体でございまして、これに基づきまして、平成25年、それから26年度におきまして、この景観計画の策定業務を実施をするように今進めているところでございます。これは長崎県の補助事業ということで、21世紀まちづくり補助金、こういった事業を活用してのことでございますので、当然、景観行政団体になれば、そういった計画を立てながら今後進めていくというような状況でございます。

また、その景観計画等は町の大切な、この例えば波佐見町全体が山林に囲まれ、そして平野部、農地があって、河川がある。こういった全てのものを景観として捉え、そして、また歴史、文化、そういったものを含めた景観計画になろうかと思っております。

今後につきましては、そういった中で、住民の方に対するアンケートを昨年10月に実施をいたしました。無作為抽出で1,500名の方を選びまして、回答が695件だったと思いますが、いただきました。回答率が46.3%ということでございました。その中の約6割の方が、景観に対する関心があるというお答えをいただきまして、また、その約8割の方が景観形成に取り組むべきだというような回答を得ています。

そういった中で、町の景観を守り、そしてより魅力的にしていく方策を考える。波佐見町全体をそういった、ちょっとしたルールをつくって、その中で通常の営みを行うと。今回の景観計画の策定の中には、波佐見町全域をとりあえず一般景観区域として定めたいというふうに考えております。また、例えばまちづくり資産景観登録とか、こういった文化財とか、いろいろございますけれども、こういった集中したところにつきましては、重点景観区域というようなことの候補地としてそれを定めていけば、今後そういったことで守られるし、活用できるのではないかというふうに考えておりますので、今後につきましては、まず26年度までそういった計画を策定をいたしまして、山林も含めて全体的なことに取り組んでいこうと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

どうもありがとうございました。

続きまして、本町の森林整備計画についてちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、この森林整備計画は、林野庁では地域森林の計画の対象となる民有林を所有する市町村が5年ごとに作成する、10年を1期とする計画であるとされております。地域の実情に合った長期的な視点に立った森林づくりの構想であるとされておりますけれども、また森林組合においては、森林経営計画というのを樹立するとされております。森林所有者にかわって地域の山を経営するための5カ年計画であるということになっているようでございますけれども、しかし、森林所有者の協力がないと、これは計画は成り立たないというふうな表現をされている資料をちょっと見たわけでございますけれども、今年度の町長の施政方針の中でも、波佐見町森林整備計画と波佐見町森林経営計画に沿って適切な森林整備を推進するとされております。

そこでですけれども、この森林整備計画と、その森林経営計画とのこの関係、また連携というのはスムーズにいつているものなのか。その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思うんですけども。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

町長も申し上げましたように、平成24年に整備計画の変更をいたしました。今、議員おっしゃいましたように、整備計画は町の林業に関するマスタープランでございますので、大きく波佐見町の森林をどうするかという基本的な方針を定めて、内容的に全て変えたわけではございませんけれども、時代とか状況に応じた変更すべき点等につきまして見直しをしたわけでございます。

ちょうど森林法の改正を受けて行ったという点もあるわけでございますけれども、よく言われますように、国内の森林が非常に管理されないまま荒れていると。また、災害のときにはそうした山から海までの災害ということで、一番もととなる森林でございますので、その管理がなされていないということで、国のほうとしましても、山の再生、森林の再生というものを掲げたわけでありまして。

それに従いまして、全国の市町村が森林整備計画を制定して、さらにその方針の下に森林経営計画を立てて山を守っていくというふうな方向性が出されたわけでございます。しかも、その管理に当たっては、やはり個人個人の山主さんで成り立っているわけですけれども、そ

れをさらに広域的に捉えて、各市町、波佐見町で申しますと、広域であるわけですが、いわゆる波佐見町の場合でいきますと、22集落あるわけですが、その22集落の中でゾーニングを決めまして、例えば中尾から、永尾、鬼木、金屋にかけてはこういうふうな山にしますと。それから、また長野、平野に至るところはこういうふうにしますということで。その中で基本的に間伐をしないといけない山というのは、全体にわたってはいるわけですが、そうした人工林の管理を實際担う団体としまして経営計画で位置づけて、共同的な森林の管理を行っていくということで。

具体的に申しますと、いわゆる東彼森林組合になるわけですが、森林組合が中心になりまして、区域を設定しまして、まずは可能な、一番区域として設定しやすいということで、本町の場合は川内地区から始めたわけでございます。川内地区におきまして、各山主さんとの契約をそれぞれ結ばれて、現在それがスタートしたというところで、まだ2年目でございますので、先ほど町長が申しましたように、まだ取りかかったばかりなんですけれども、その計画をまずは川内のほうから進めていこうということで、本町の具体的な管理の作業というものがスタートしたということで、まだまだスタートしたばかりということで不十分でございますので、道にしましても作業道にしましてもこれからどういうふうに設定していくかということでありますので、そういう意味で見ただけならばというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

できたばかりということみたいですが、しかし、もう既に森林は大木化されておりますので、早目に整理を整えていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、県では19年で森林保全を目的としたながさき森林環境税というのを導入して、整備等に取り組んでいるということは皆さんも御存じであると思っております。適用期間が5年間でしたが、さらにこの5年間延長して、平成28年度までそれを延長したいということで、税額は個人一律で年間約500円、それと法人、民間、県民税均等割の額の5%相当額とされておるわけですが、これが5年間の税収入が、大体長崎県の報道では18億5,000万もあるわけですね。5年間なんですけれどもね。

本町として、一応ながさき森林環境税の利用をされております。確かにされておりますけ

れども、何となくこの5年間の18億5,000万という額からしまして、本町がやっている事業そのものがちょっと少ないのではないかなという感じがするわけです。特に先ほど農林課長が申されました、林内の雑木を、道を緊急整理等によって積極的に進めているということでございますけれども、データ的にはまだいろいろな形で額全体が少ない。もっと積極的にそういう税を利用できるんでしたら取り入れて、いち早く計画の整備のほうに進めていただきたいと思っておりますけれども、それに対しての御質問をお願いします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

おっしゃいますように、森林環境税の活用につきましては、これまで19年度から各民間の団体のみが主としてこの環境税を利用されてこられました。これは参考までに申しますと、19年度はグリーンクラフトツーリズムの体験事業、あるいは金屋の自然の会ですね。それから平野の里山保全の会。22年になりますと、野々川のダムのところの桜等の植栽の伐採等がなされました。一番新しいのが、23年度で岩ノ下の山桜とかもみじを植えられていったわけですけれども。

こうした民間の団体が里山保全ということで取り組んでいただいたわけですが、確かに林内路網の整備というメニューがあるわけですが、その点について、まだまだということは御指摘のとおりだと思っております。この点につきましても、森林経営計画の中で作業道を整備されていって、それとの関連で、この環境税の活用についても関連しておりますので、その税の活用についても、市町村のほうで組合のほうと必ず連携を保ってやっていかなくてはけませんので、この森林組合の方針とも、私たちのほうともしまして、十分話し合いを持ちまして、一番いい方法でそういった路網の整備ができるようにこれからやってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

ぜひ頑張ってやっていただきたいと思っております。

では、続いて別の分野に入りますけれども、現在、全国各地の自治体で木質材を利用したバイオマス発電がクローズアップされております。いろいろな報道機関でもいろいろな形で

報道もされておるのを皆さんも御存じであろうと思っております。

現在、とあるバイオマス発電施設のプラント会社とベンチャーキャピタル会社が共同出資して、木質バイオマス発電による売電事業及び廃熱利用の熱エネルギー供給事業ということで、本町に合った小規模発電による環境型社会の地産地消モデルとして、本町でのモデルづくりを目指して調査されているということは、もう町長もある程度のことをお耳にされたと思っております。御承知のことと存じます。

これは燃料となる間伐材及びリサイクル材の供給、それから地元森林組合及び民間林業会社、木材加工会社、リサイクル会社などから購入する方針とされております。また、廃熱利用は、発電プラント建設地域の建設した場所、まだ確定しているわけじゃないんですけど、そういう地域の農業ハウス栽培計画を検討して、施設への熱供給をすることで、安価な安いエネルギー供給での新たな農作物の生産事業をということで、関連団体と協力して構築していくとされておるわけでございます。さらには地元密着の会社を目指し、売電、売熱による利益から地域予算をもって、本町周辺地域の地域活性化へ貢献する活動としたいとされております。

本町としても、ぜひそのこのような町に合った形で情報交換等を協力してやっていただければと思っておりますけれども、町長の御意見を再度お願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

議員おっしゃいましたように、このバイオマス発電事業につきましては、発電による効果、それから今おっしゃいましたように余熱利用による効果ですね。こういったものはかなり明らかになっておりまして、発電のみでは、おっしゃいますように失われるエネルギーというものが大きいので、その余熱もあわせてしないと非常に無駄になるというふうに言われております。

したがいまして、現在いろいろ提案されております内容につきましては、そういった意味では大きな可能性を持っているというふうに考えておりますし、現在そういった中で、町長申しましたように情報収集等を進めておりますし、現に諫早方面にありますそういった専門の農業関係の余熱を利用したハウス等を進めている会社等も訪問したりして調査をしたところでございます。

確かに現在、新しいエネルギーの再生可能エネルギーが太陽光中心で動いておりまして、ほとんどの伝えられるところがそういった太陽光、メガソーラーを含めて、個人の方も含めてですけれども、太陽光が現在、本町においては具体的に動いている計画であるわけですが、この点についても、ある意味、地域の貢献度がどうかというのがやはり問題とされておりまして。メガソーラーにしても、やはり税収入等についてはそれなりの貢献度があろうかと思うんですけれども、売電された結果の果実というものがほとんど持っていかれていると。地域にどれだけ貢献したかということで、最近特にそういったマイナス面を指摘されているのも聞いております。

片や、このバイオマス発電なんですけれども、今の私たちの農林サイドでは、売電とともに生み出される余熱利用、しかも、そしてそれをトータルに経営的に成功された暁の果実の運用をこの地域のいろいろな活動に還元させたいという、その構想については非常に注目していいのではないかなというふうに考えております。

ただし、先ほど町長も申しましたように、大きな課題となっております集材の点で、やはり未利用の林内に残された材木だけではかなり厳しいであろうと。現在、廃材とか、建設廃材ですね。そういったあらゆる可能性のあるものを含めたところで、そういった調達というものが、これは24時間操業で20年間という大きな計画でございますので、その安定的な供給という点について、私たちとしても情報収集と調査研究をやっていかななくてはならないと思っておりますし、少しずつですが、資料を今集めているという段階でございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

この調査会社は、昨年ちょうど資源エネルギー庁からの委託事業として、新エネルギーと共通基盤整備促進事業として、バイオマス利用事業による波佐見町地域活性化プロジェクト計画（案）というのを出されたのが採択されまして、国の補助金で調査をされているという状況であります。また、さらに現在、長崎県の森林組合連合会及びその長崎県林、公社ですね。それから林業関係の団体などとバイオマスの発展に、燃料となる間伐材のいろいろな価格の調整かれこれが今されている状況みたいなんです。でも、それが、この価格がスムーズにいかないということで非常に頭を悩ませていらっしゃるようでございます。

今後も長崎県及び波佐見町周辺からの木材間伐材供給事業者との売買契約を行いまして、

国、そして県、そして町などからの助成事業へのアプローチ体制を整えようとしているわけ
でございます。本町としてもぜひ町長の御協力をかしていただきたいというようなことでご
ざいますので、何かございましたらよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほどの件につきましては、私も何回かお会いいたしまして、やはりすばらしい、郷土思
いの皆さん方、そして、またモデル的な事業だというようなことで、やはり県、森林組合等
とお話する中で、先ほど課長が言いましたように、やはり安定した量の未利用間伐材を長
期にわたって持続的に搬出、集材できるというような中で、やはりとても東彼森林組合だけ
ではいけない。長崎県全体の間伐材を集材しなければというような思いもあります。その
コーディネートをするところがどうなのかということと、一つは、やっぱり東彼もですけれ
ども、どこも路網がきちんと整備できていないんですね。だから、路網ができてい
るところだけは集材はできるでしょう。しかし、その先の路網が整備していないと、そこまではい
けないんじゃないかなという。それと、やはりそういうふうで、それぞれの森林組合を説得
できる人材がやはり欲しいなということで、我々とすれば、できるだけ波佐見町にという思
いもいたしていらっしゃいますし、するんだったら波佐見町でというような思いもありまし
たけれども、やはり、した結果、挫折するようなことでは絶対いけないんじゃないかなと。
やはりそういうことにおいて、経営計画等をきちんとしていただいて、その計画がきちんと
裏づけがあるような形の中でやはり取り組んでいかなければならないんじゃないかなとい
うふうに思っております。そういうことがある程度クリアできれば、町としても全面的な協
力はやぶさかではないなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

今、町長の考え方とほとんど変わらないわけですが、この提案されている内容がほ
とんど全国で取り組まれております大規模の木質バイオマスと違いまして、非常に小規模で、
ある意味、地産地消といえますか、そういった規模で取り組める可能性の高いものとして研
究されているということを知っておりますので、ある意味、長崎モデルといえますか、そう

いった、よそでまだ取り組めていないバイオマス発電のモデルとして、私たちもそれが、町長が申しましたように、波佐見で実現されれば非常に喜ばしいことでもありますし、そういう意味での私たちとしましても、動きには注目して、私たちとしても情報を今のうちにきちんと収集しておいていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

どうもありがとうございます。長崎県の農政課ですか。農政課ではこの木質のバイオマスの利用促進ということで計画の中に入れてはいらっしゃるわけですよ。入れてはいらっしゃるんですけども、しかし、長崎の森林組合連合会のほうは、それがそういう一つの項目があったにしても、その中身というのはほとんど空白になっているわけですよ。長崎県の林政課はある程度積極的にそういう方針を打ち出していこうとされているんですけども、森林組合のほうは何らその策が具体的には見えてこないということで、いろいろなことで調査をしても、森林組合の考え方というのがはっきり見えてこないわけです。その中身がですね。

それで、やっかいなことには、その森林組合の連合会のトップ、理事長さんの考えそのものが、全国でバイオマス発電の要するに成功した事例は一度もないと、そういう考え方をされているわけですよ。挑戦しようという気持ちではなくて、全然ほかのところでもまともについていないじゃないかと。長崎県がそれに何で積極的に取り組まないかんかと。そういうふうな考えみたいなんですよ。

ぜひ町長、町村会の会長の立場として、頑張っってそういうところを地域活性化のためによりしくお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

これは、やはり国もそうですけれども、いろいろな制度をつくる、やりなさいと。汗をかくのは現場なんですよ。森林組合の方々なんですよ。森林組合の事務局長とか、そういう方々が、やはりこれがこうしたならば、何人あって、どれだけ、今度は森林組合としてどこの森林組合も経営が苦しいんですよ。だから、その中でやっぱりある面では民間団体とし

ての一つの企業的、経営的な考え方の中で、そこに踏み込むと、やはり自分たちがきちんと経営ができるか、採算がとれるかというのが最優先になるわけですね。そうすると、県とかなんとかの担当者は、採算も考えるんですけども、それよりもこういうふうな形で、地球温暖化とか、いろいろな形の中で、小規模で地域に密着したような形でできるじゃないか。だからやるべきだと。ここがやっぱり現場と管理ばするほうとの乖離があるな。これは森林だけの問題じゃなくして、ほとんど農業関係にしても、全てにそういうことがある。

だから、そういう面において、僕らはやっぱり県にしても国にしても現場を知ってください。そして、やっぱり現場のそういう人たちの声を集約をして、それに添った形での制度をもっと柔軟につくっていかないと、森林組合は動かない。森林組合が動かないと、いろいろな形で、せつかくの企画、事業が進んでいかないというような形でありますので、やはりここが森林組合の現場の一つと、今、その事業を推進しようとする方々とか、やっぱり密接な連携をとって、やはりメリット、デメリット、どういうところが懸念されるか。そういうことまで含めた形の中で協議を深めていかないとかんじじゃないかなと。そうすることによって、一つの方向性が出せれば、私たちとしてもどんどん、私だけじゃなくして、ほかの町村まで巻き込んでやっていけるような、そういう環境条件が整わないと、なかなかだと。だから、今、途中でちょっととまっているような感じのところをどうクリアするかということの研究が必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

今度の施政の中で町長が述べられておりますが、ちょっと私が気になるのは、この平成24年度から新しい林業政策が打ち出され、基本的には利用間伐材しか補助事業の適用は受けられないという表現で、この前の施政方針の中で述べられておりましたけれども、問題なのは、もちろん間伐材であれば、その中の廃材となるのが大体3分の1ぐらい出ますから、それは補助の対象になるわけですね。しかし、私が一番懸念しているのが、自然林の中の、さっき、最初に私が述べたとおり、景観が邪魔しているのは、そういう自然林が余りにも大木化して、それで、個人の民間林と思えますけれども、そういう流れの中、ほったらかしになっているもんですから、結局、鳥獣被害を受けたりなんかしているわけですね。だから、昔は我々が小さいころは、山を一つの生活の基盤として皆さん入っていらっしゃった。この中

での大事な山だったんですけど、今はどうしようもない、役に立たない形の山になってしまっております。これも燃料、それから改革、それから材料の外国からの輸入かれこれで、そういうのではない、社会的な現状なわけですけども。

問題は、我々の町としてだけでもいいですから、その自然林のそれを間伐しながら、景観をよくしていきながら、この間伐したやつを今度はバイオの中にどんどん取り入れて、捨てられる木が金になる木になるような形で施策を我々としては考えていかなくちやならんかと私個人は思っておりますけれども、それに対しては、もちろん人工林でなければ補助対象にならんという国の施策でございますけれども、本町独自で、バイオマスにそれを発電に売ることによって、燃料として売ることによって、それに対して個人の民間の伐採された方に収益があるように捨てる材木が、金になる材木になるような仕組みっていうのを今後このバイオマスを得ることにおいてできるんじゃないかなろうかと、私個人の説でございますけども、町長、どういうふうにお考えですか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

先ほど申しました森林経営計画の中には、人工林だけに限るというふうに実はなっていないくて、天然林を含んだところでゾーニングをしておりますので、川内地区も当然、今やっています川内地区につきましても天然林を含んだところでの山となっておりますので、その中での管理と、人工林の管理というふうになっていこうかと思えます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

本町独自でそういうふうなところの助成等というようなことでありますけれども、やはりこういう第一次産業の漁業とか農業、林業、このことについて、やはり国というような制度、それから県の助成、そういうことがないと、町ではちょこっとしたことしかできないんで。そして、やるのはやっぱり森林組合なんですよ。だから、そういう面で、やっぱり国・県の制度を活用せないかん。制度をつくらせるにはそれなりの理論構築といいますか、そういうふうな計画がきちんとして、そして、今度は波佐見町だけじゃなくして、日本全体の中での考え方になるものですから、そういうことの状況だけはいろいろな陳情、要望等の中には

話はして試みて、向こうの反応を見てみるというようなことはしてもいいなというふう
に思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

いい方向に森林の整備、環境の整備、そういう形で、さらにはその地域の、早く言えば
企業誘致という形まで発展してくれたらいいんですけども、ぜひ、そういうような形の流
れになるように情報交換をされながら進めていただきたいと思います。よろしくお願
いしたいと思います。

それでは、路線バスの運行のことについて移らせていただきますけれども、先ほど説明が
ありましたとおり、地域公共交通活性化再生法の改正が、2月の初め、2月の8日でした
かに決定したわけですね。具体的にはまだ情報が入っていませんということでございます
けれども、その中には新聞かれこれにも載ってございましたけれども、この支援策は2015年度
に予算に盛り込む方向であるとされております。ということは来年のことなんですよね。そ
れを各自自治体と、それから事業する会社と、そして住民との3者の話し合いにおいて、計画
書を出していればそれに対応すると。国が全て赤字の部分に対しての補助をするというよ
うな方向で地域の活性化に向けて、赤字路線だからそれはしないということじゃなくて、それ
の補助をすることにおいて復活させようという狙いがあるようでございますので、今のとこ
ろ考えていないという先ほどの答弁でございましたけれども。

しかし、よく考えてみてください。今、有田から工業団地があそこをつくろうとしていま
すよね。今、波佐見の工業団地とできてきております。そういうメーンの路線に際して、そ
こに交通のバス、公共機関のバスが入っていないというのも何かおかしい感じがするわけ
ですね。そういうことを、赤字だから通さないじゃなくて、それを通すことにおいて、その
ラインそのものを復活させて、波佐見から有田を利用するだけのことじゃないんですよ。有
田駅から今後、武雄駅に新幹線が多分できる予定でしょう。できると現実になっていますけ
れども、その中で当然佐世保じゃない、武雄駅まで行く、佐世保から武雄駅まで行くJRの
特急が多分乗り継ぎで入っていくと思います。それとの連携かれこれも考えて、バスがそこ
に乗り継ぎバスとして走っていることにおいて、外部からの人材を観光もひっくるめて、い
ろいろな事業からビジネスもひっくるめて利用していただければなど。まず、そういう基本

的な路線そのものがない限りは先に進めないんじゃないかなと思っておりますけれども、町長いかがですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

議員お説の先ほどの法律の改正関係でございますけれども、本法律につきましては、2月にはまた閣議決定がなされておまして、現在、今の国会の中で審議をされておまして、まだ確定はしていないところでございます。さらに申されたとおり、詳細についての説明、連絡等はあっていない状況でございますけれども。

調べるところによりますと、市町村において、地域公共交通網形成計画をまず策定をなささいと。その計画を策定した後には、さらに地域公共交通再編実施計画を策定なささいと、いろいろ段取りを踏まなくてははいけないようでございます。さらにそれを踏んだ後について、国が認定するいろいろな助成、あるいは支援が受けられるのではないかなというふうな情報、調べた段階でのその程度の情報でございますけれども、ありまして、赤字だから全てを補填しますよ、あるいは助成をしますよというふうな制度ではないように感じられております。

さらに現状を申しますと、あれだけ人員が乗っております川棚内海線につきましても、年間700万ぐらいの経費補填を行っているところでございますので、平成14年度に廃止をいたしました有田一嬉野間、これを想定しますと、それ以上の補填が必要ではなかろうかと。国・県の補填があつて波佐見内海が700万以上の補填をしているわけですから、もし、そういった補填がなければ、町単独では大きな補填をしなくてははいけない。さらにスクールバスが1日3回運行しておりますが、それだけでも550万の運行委託を行っているようなところでございます。それらを勘案しますと、町の持ち出しというのはかなりの負担になってくるのではないかなというようにことが想定をされます。そうしますと、費用対効果、あるいはほかにかわるそういった交通網のネットワーク等を考える必要があるんじゃないかなということで、今の段階ではそのバスの復活というのは考慮していないということが現状でございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

今すぐ走らせろと言っているわけじゃないんですので、計画をちょっとやってみたらいかがですかということでございます。その入れることによって、もちろん波佐見だけでUターンしたような形じゃなくて、やっぱり川棚が今、中間まで来ているわけですね。それと、波佐見から、それをそのまま有田までという方法も多分あると思うんです。というのは、客をいかにしてこの波佐見の中央に寄せようかと。例えば、そのラインの中に温泉施設もあるじゃないですか。そういう観光もひっくるめた形で。もちろん、いろいろな企業が、今度は企業を大いに立地せないかんという形の中でそういうビジネスに対しても利用していただくということで、総合的にもっと後押しの形で、まず、とりあえずはその自治体と県も入っていただいでですよ。

というのは何で入らないかんかといったら、要するに有田といったら佐賀県になるわけですから、要するに県をひっくるめた形でそういう計画を入れてみたらどうですかという方針だと私は思うんですよ。だから、余り区域だけにこだわることなく、全体的な計画を、ぜひ、まだ時間があることですので、せめてそういう協議会でも何かそういうのが、先にそっちのほうで御検討いただければなと思っております。ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

一応これで質問を終わります。回答がございましたら、よろしくお願ひします。

○議長（川田保則君）

答弁ありますか。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今後、通達されるであろう、そういった法律の改正、よく研究いたしまして、そういった状況が生まれる場合がございましたら研究を進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

以上で、13番 松尾幸光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 松添一道議員。

○10番（松添一道君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますけれども、私、夕べからちょっと風邪ぎみになりまして、大変お聞き苦しいところがあるかと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

初めに、農業振興についてお伺いをいたします。

平成26年度から新たな水田農業政策がスタートいたしました。政府は、生産者の高齢化や耕作放棄地の拡大、全国で耕作放棄地は平成22年で39.6万ヘクタールに達したと言われております。平成2年から平成22年の20年間で約2倍になったと言われております。食料自給率は平成23年で39%と、主要世界先進国の中で最低の水準であると言われております。また、自給力の低下などの課題を乗り越えることを狙いとして、2014年度から農政改革に取り組むとあります。農業政策を大きく転換し、昭和45年に始まった米の生産調整を5年後の平成30年をめどに見直し、米の直接支払交付金が平成26年度から半減になり、暫定処置を経て、5年後に廃止をされます。農業の多面的機能を発揮する地域活動への支援と新たな農地維持支払いを含めた日本型直接支払制度の創設、飼料用米への数量支払いの導入など、転作作物の助成金を増やし、主食用米の生産を調整しようとする水田フル活用と新たな米政策、それから農地中間管理機構の創設など、米政策の大転換が決定されました。

初めに、町長としてこの米政策の大転換をどのように捉えられているのかをお伺いいたします。

次に、新しい米政策は波佐見町の農業にどのような影響があると思われるか、お伺いをいたします。

3番目に、全国的に農業者の高齢化が言われておりますが、波佐見町の農業従事者の年齢構成はどのようになっているのかをお伺いいたします。

次に、安心安全な町づくりについてお伺いをいたします。

空き家の利活用と管理についてでございます。全国でも総世帯数を上回る総住宅戸数の増加が続き、空き家率は一貫して上昇傾向にあると言われておりますが、本町でも核家族化の増加等で上昇気味だと思っておりますが、本町でも空き家調査が行われたと思っておりますが、調査で出されたデータによってどのような町づくりを考えていただけるのか、お伺いをいたします。

調査の結果はどうだったのか。内容についてお伺いをいたします。

調査によって出されたデータをどのように活用されるのか、お伺いをいたします。

最後に、今後、空き家の利活用についてどのように考えておられるかをお伺いいたします。
壇上での質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 松添議員の御質問にお答えいたします。

農業振興について、米の生産調整を見直し、日本型直接支払制度の創設、飼料用米など転作作物への助成金を増やし、主食用米の生産を調整し、水田フル活用と新たな米政策、農地中間管理機構の創設など米政策の大転換が決定された。町長として、この米政策の大転換をどのように捉えているか。また、新しい米政策は波佐見町の農業にどのような影響があると思うか。さらに、波佐見町の農業従事者の年齢構成はどのようになっているかという御質問ですが。

今回の米政策の見直しは、主食米の需要が年々低下し、米価が下降線をたどる中で、米の備蓄や在庫、需給調整をめぐる動きとして捉えています。こうした動きは5年後の生産数量配分廃止に向けた米政策が本当に需給安定につながるかどうか注視する必要がありますし、26年度から始まる米の直接支払交付金の5割削減は、直接、各農家の所得に大きな影響を与えるものであります。また、水田フル活用による飼料用米等の推進は、飼料増産への環境整備が不十分なままスタートすることで、農家に十分理解されていないのではないかと危惧されます。

こうした中、本町の水田農業振興を図る波佐見町農業再生協議会では、国の政策に沿って検討を加え、基本的には米・麦・大豆の作付に飼料米と新規需要米を加え、団地助成金や集積助成など、地域独自の産地交付金制度を活用して、本町水田農業の方向性を見出そうとしているところです。

いずれにしましても、新たな米政策は5年後に農業者や農業団体が主体となって米の需給安定を担うとされていますが、そもそも自然条件に大きく左右される米生産であり、しかも国民の主食であるわけですから、国も積極的に関与し、責任を負うことは当然避けられないのではないかと考えています。

このほか、日本型直接支払制度については、中山間地域の持続的な発展と活性化に不可欠な制度であるところの直接支払交付金がこれまでどおり維持されることになりましたので、各集落と連携し、今後ともこの制度の積極的な活用に努めてまいりたいと考えています。さらに、創設された農地維持支払いと資源向上支払いにつきましても、制度をフルに活用して、農地保全と共同活動を支援してまいりたいと考えています。

次に、農業従事者の年齢構成については、私の答弁終了後、農業委員会会長から答弁があります。

次に、安全安心な町づくりについて、特に空き家の利活用と管理についての御質問ですが、全国でも空き家率は上昇傾向にあり、本町での空き家率の結果はどうか。調査の結果はどうだったのか。また、調査によって出されたデータをどのように活用するのかと。さらに空き家の利活用についてどのように考えているのかという御質問ですが。

近年、管理不十分な空き家が増加し、周辺住民の火災や犯罪に対する不安の声が上がっていることなどから、その対応策として、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、所有者への適正管理の義務づけを初め、助言、指導や勧告、あるいは行政代執行が行われるようにする一方、補助事業活用による古民家、空き家リフォーム対策を推進している自治体が各地で見られます。町内におきましても、管理が十分になされていない空き家が見られ、周辺住民から安全面などに対する不安の声が上がっている事例が近年ふえつつあり、その都度、解体への要請を地域自治会や町で行っているのが現状であります。

このような状況を踏まえて、町では空き家の実態を把握すべく、昨年、自治会長を通じて空き家調査を実施しました。その結果、153軒の空き家が報告され、昨年12月に現地確認調査を2班に分かれ、実施いたしました。調査に当たっては、崩壊寸前、一部崩壊、一部補修をすれば使用が可能、現状のまま使用が可能、以上の4段階での評価を行い、その結果、建物の50%以上が崩壊寸前の状態が8軒、一部崩壊の状態が30軒、一部補修すれば使用可能が40軒、現状のまま使用可能が75軒となっております。

特に放置された空き家に対しては、放火などの犯罪の温床となり、老朽化していれば災害時に倒壊するおそれもあること。また、空き家への不法投棄などの問題もあり、ごみ屋敷への対応が急がれているケースもあるなど、市町村が条例に基づき対策を強化する事例が相次いでいるものの、国レベルの法整備が不可欠との声が強くなり、年々空き家への関心が高まってきていることなどから、空き家対策特別措置法案が議員立法で上程される動きもあっており、

その大きな目的は、市町村に調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするのが柱であります。

町といたしましては、国の法律の動向を見据えながら、空き家の適正管理に関する条例化や解体費用に対する支援制度など、既に取り組んでいる自治体の状況を調査しながら慎重に検討していく考えであります。

次に、空き家の利活用についてですが、調査結果にあります、一部補修すれば使用可能及び現状のまま使用可能な空き家115軒について、所有者の実態や今後の利活用についての意向調査、さらには他自治体における助成制度や登録制度、実績等を調査しながら研究したいと思っております。

○議長（川田保則君）

農業委員会会長。

○農業委員会会長（村田富士利君）

農業従事者の年齢構成についての御質問がございました。本町の農業振興を図るためには、農業後継者の育成が最大の課題であります。本町農業従事者の年齢構成は、25年度末現在、平均年齢64歳で、20代が2名、30代が7名、40代が52名、50代187名、60代266名、70代134名、80代が74名、90代も7名、合計729名となっております。このように高齢化は歴然としているわけですから、5年後、10年後にこうした農家の後継者が、兼業の形であれ、農地を維持していくことができるよう、また仮に不在であった場合、これらの農地がスムーズに担い手や集落営農組合等に集約化できるよう、用排水施設の整備や再基盤整備等を進め、万全の対策を講じていかなければならないと考えているところであります。

このために、現在、人・農地プランを各地区で策定していただき、集落が主体的に、みずからの方向性を確立して地域農業を持続的に維持できるよう、農業委員や地区推進委員を中心とした推進活動を展開しているところです。そして、本町農業の置かれた特性を踏まえ、専業農家や認定農業者といった中心的な担い手のみならず、中山間地域を支える小規模農家の維持育成も図っていかねばならないと考えています。

今回の農業政策の柱の一つであります農地中間管理機構の創設は、優良農地を対象とし、大企業の農業参入に門戸を開くものだと言われており、小規模農家と中山間地域を多く抱える本町の現状にそぐわない一面もありますが、地域の農地利用に係る流動化を促進するための方策でもありますので、十分、内容の検討を加え、今後、対処してまいりたいと考えてお

ります。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

今回、農業政策を大きく転換されて、26年度から農政改革に取り組まれるわけですが、今回の改革の内容について、まずは農業者の皆さん方にじっくりと内容的な説明をしなければならぬかと思っておりますが、先般の農業振興地区推進説明会でお話があったおりましたけれども、そのときは時間も短かったせいもありますけれども、あのときの説明で、もう十分農業者の皆さんには伝わっているとお考えでございましょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

1週間かけまして、各地区を班別に分けまして、説明会に回らせていただいたんですけども、議員おっしゃいましたように時間も限られておりますし、説明会自体は農協さんと両方で時間配分もしている関係で内容を深くお伝えできなかった面はあろうかと思っております。特に中間管理機構を初め、まだ国・県のほうから詳しい内容を説明を受けない段階で地区説明会をせざるを得なかったという面もありますので、さらにその後、明らかになった面も少しずつ出てまいりましたので、機会を見つけて、その辺については不足した点をお伝えしていこうというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

今回の政策の内容は大きく転換をされておりますので、1回の説明ではなかなか農業者の皆さんに伝わるのが無理かなというふうに思っておりますし、また、今、課長からお答えがありましたように、内容が変わったり、また、新しいものが出てきたりすることも考えられますので、やはり今度の農業政策のメリット等を十分に農業者の皆さんにわかるように説明を今後していてもらいたいなと思っております。もし、機会がありましたら、その説明の機会を設けていただければと思っております。

それから、認定農業者の皆さんは、今回の政策でも地域の担い手として重要な位置に位置

づけられておりますが、認定農業者の皆さんの話をちょっと聞いたんですけれども、認定農業者では5年間で再認定を受けなければならないということでございます。それを受けないと資格を失うんだということでもありますけれども、その再認定のときに提出します経営改善計画ですか。そのハードルが大変高いんだというようなことを聞いたことがありますけれども、これはやはり国の施策でもう決まっているわけですから、町ではこの内容を見直すということではできないのでしょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

5年が過ぎた段階での再認定の内容かと思うんですけれども、計画を立てられるときに、作目とかを中心に面積の目標面積というのを設定していただいて、そこに向けて努力をしていただくという計画内容であるわけですから、それが具体的には所得向上と結びつく必要がありますので、現実的にやはり価格自体が非常に下降して、下落しているという中で、単純に面積を、5年間の目標面積を立てて、当然掛け算をして、机上の計算どおりになかなかいかないと。思うように所得を上げられないというのは全体の傾向としてはあろうかと思えます。

ですから、そのときに技術的なやはり改善とかも必要になってくると思うんですけれども、いわゆる反収といいますか、10アール当たりの収量を上げるとかいう形で目標に近づけるといって、少しでもそういった目標に近づけていただくということで、県とか農協さんを含めてサポートをしていこうという体制はとっているつもりでございます。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

この認定農業者については、今回の政策でも、先ほども言いましたけれども、大変重要な位置に位置づけられておりますので、やはり波佐見町でもこの認定農業者の数をふやしていくべきだと私は思いますので、できる限りの支援をしていただいて、認定農業者の資格を、また再認定をしてもらうような支援をしていただいて、なるべく再認定のときに少なくなれないように、認定農業者の数がですね、支援をしていただければなというふうに思っておりますのでございます。

今回、経営所得安定対策が見直しをされまして、新たな経営所得安定と名称が変わっておりますけれども、これに、先ほど町長からも答弁がありましたけれども、飼料米等、数量払いとかが導入をされておりますが、この飼料用米、あるいは加工用米を波佐見町としてどういうふうにお考えであるのか。これを推進していくとなれば、ライスセンターとか、まだほかにもいろいろと要素があるんじゃないかなというふうに私は考えるわけですが、この加工米、飼料用米を波佐見町として推進していかれるつもりなのかどうなのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

この飼料用米につきましては、町長も申しましたけれども、産地の波佐見町としましたら、現在この体制はまだ整っていないというふうに正直申し上げたいと思います。それは言われましたように、荷受けの受け入れ体制ですね。これがまだ不十分であるというふうに考えますし、農協さんとか農業振興会でもこの点につきましては大分論議をしているんですけども。

大きな方向性としましたら、国の飼料用米の提示というのは、やはり主食用米から少しでも飼料用米に誘導して、主食用米の価格を安定して維持していくということにあらうと思いますので、この大きな流れにつきましては、波佐見町においても早いうちに体制を整えていかななくちゃならないのではないかなというふうに考えております。

ただし、26年度につきましては、今年度につきましてはその受け入れ体制がまだ整っていないというふうに申し上げておきたいと思えますし、地区説明会の折にも質問がいろいろ出されたんですけども、そういうふうにお答えを各説明会ではやったというふうに考えております。

よその産地もちょっと最近見て回ったんですけども、通常の主食用米の米のほうを受け入れた後に、最後の段階で受け入れをしていくとか、いろいろなやり方をとっているわけですね。ですから、専用品種というのがまだまだ、今こちらのほうにまだ入ってきていませんけれども、とりあえずのところは飼料用米としてつくれる品種もありますので、そういったものの研究ですね。現在つくっているものの米の品種で飼料用米として適用できないとか、そういった研究をやっていかななくちゃいけないんじゃないかというふうに今話しているところ

ろであります。

受け入れ体制の整備につきましては、ここ本当に近い数年のうちに、この飼料用米等についても体制を整えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

もし、加工用米とか飼料用米を進められるのであれば、やはり多収穫の稲もみを準備しなければならぬのじゃないかなと思っておりましたけれども、まずは今のところ、まだ進めるとはなっていないということでございますので、もし、その辺がなりましたら、なるだけ余計とれるような多収穫の米種を準備していただければと思っております。

そしたら、農業委員長さんにお尋ねをいたします。先ほども会長さんから答弁がありましたけれども、農業委員会の皆さん方は、農業者の代表機関として農地の流動化や耕作放棄地の発生防止等に大変御尽力をいただいておりますので、感謝をいたすわけでございますけれども、今回こうして県に一つずつ農地バンクが創設をされるわけですが、これはやはり県に一つ、農地バンクが創設されても、各町のやはり農業委員の皆さんが町の農業関係には一番詳しいわけでありますので、そして、また今までも農地の流動化とか、進めてきておられますので、やはり皆さんの手をかりないとこれはできないんじゃないかなと思っておりますけれども、このやはり農地バンクには十分対応して、波佐見町の農業者のためにも十分対応していただきたいなと思っておりますけれども、その辺について何かあらればお願いをいたします。

○議長（川田保則君）

農業委員会会長。

○農業委員会会長（村田富士利君）

委員おっしゃいますように、本年度、26年度から農地中間管理機構というのが発足をされますね。そういうことで、今おっしゃいましたように、各県に1カ所といたしますか、各県で一つの管理機構ができるということで、ちょうど議員おっしゃいますように、各地域の農地に関しては農業委員会のほうが把握をしております。そういうことで、管理機構のほうから詳細にわたって委員会のほうに出して、指定の条件について依頼があるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、現在のところ、まだ県のほうからも国のほうからも的確な

指示は、詳細についての指示は何も来ておりませんので、対応の仕方等々、まだ現在のところでは確たることを申し上げることはございませんけれども、何といたしまして、担い手に集積というふうな方向性がございますので、今までの農業委員会の方針とマッチしますので、その方向で農地の集積については協力を惜しまないつもりでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

この農地のこととなりますと、やはり農業委員さんの手を煩わせないとできないことだと私は思っておりますので、波佐見町の農業者のために、ひとつ御尽力いただきますようによりしくお願いしたいと思います。

そして、もう一つ、私はこれは早くから懸念事項だなというふうに思っておりましたけれども、先ほど町長からも答弁がありましたのですが、この生産調整なんですけれど、今までの生産調整は国が面積の配分をしておりましたので、それで統制がとれてきたと思っております。

今回の米政策の見直しでは、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者団体が中心になって、円滑に需要に応じた生産が行えるよう、状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むとなっておりますが、これはこういうことになると、各町でそれぞれが取り組むというふうになります。国から情報は逐次流れてくると思いますが、それぞれの町がそれぞれに取り組みますと、やはりどうしても偏りが出てくるんじゃないかなと思っております。

例えば、うちはもう食料米だけをつくろうとか、それから偏りですね。飼料用米になったり、食用米になったりというような偏りが出てくるんじゃないかなと思っておりますけれども、まだこれは始めておりませんので、やってみなければわからないというようなことでありましょうけれども、その辺はちょっと懸念材料であるなど、私はこう思っておりましたけれども、課長としてその辺をどういうふうに行うかと思われるのか、お考えになるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

生産調整のことの質問でございますけれども、この生産調整が始まってから、もう随分とたつわけですが、これまでも何回かこういった動きはあったんじゃないかなと思っております。いわゆる米余りということで、そのたびにいろいろな政策が出されてきたわけですが、

今回の5年後の数量配分を廃止するということにつきましては、恐らく新しい政策ということになるかと思うんですけれども、配分につきましては、恐らく市町レベルで本当に5年後にできるのかという不安はどこも感じていらっしゃるのではないかなと思っております。それで自然な形で需給が安定すればの話なんですけれども、やはりこれまでの蓄積された在庫米等の状況を見ますと、簡単にこれが安定するというのはちょっと考えられないということで、相当なやはり出荷をしていかないとうまくいかないんじゃないかなと考えております。

そのときに、やはり現在言われておりますのは、需給率を上げるということなんですけれども、例えば米粉とか含めたところで国内の消費量をとということの話が進んでいるんですけれども、これも全体の人口が減っているということで、思うように国内の消費量も伸びないということで、かなり手詰まり状態のような気がしております。

今言っている、この飼料用米について、スムーズに転換ができればいいと思うんですけれども、やはりなかなか主食米としての米に対する意識が農家にとっては非常に根強いので、言葉はおかしいですけれども、えさ米というのをつくるというのは、本来からいけば農家の気持ちとしたら、やはりちょっと後ろ向きな感じもしますし、その辺の例えば農家の意識づけというのもどういふふうに考えていくべきかというのは今後の課題ではないかなと思っております。

ですから、果たして、私たちの波佐見町レベルだけでこれがうまくいくかなというのが、ちょっと現段階では非常に不安のほうが大いような気がしております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

私も農業者の皆さんからいろいろとお話を伺ったり、私で調査したりして、こうして一般質問をしておるわけですが、課長も今度やはりこの県の説明会とか、出席されることがあると思うんですよね。ですから、こういう懸念される所をそのときに発言をしても

らえたら、農業者の考えが伝わっていくんではないかなと思っておりますけれども、その辺についてはどんなですか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

県の説明会等では疑問とか感じたところは申し上げていきたいとは思っておりますし、現在、独自の米消費拡大と申しますか、そういったいろいろな取り組みも、非常に小さいですけどもいろいろやっております。都市農村交流で、例えば野々川とか川内等で来ていただいて、実際に米づくりをやっていただくとか、いわゆる単なる生産者と消費者の関係じゃなくて、例えばスーパーでお米を買ってもらうとかじゃなくて、消費者の方みずから米づくりを体験して、ある意味、米の生産に携わっていただくといいますか、そういった新しい形での米づくりといいますか、そういったものもここ一、二年、始めているところでございますので、さほど大きな影響があるというわけではないとは思いますが、少しでも可能性のある取り組みを進めていきたいなというふうに考えてもおりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

今、都市農村交流というようなお話がありましたけれども、今回の予算の中に地域おこし協力隊というのが出ておったと思うわけですが、これは観光のほうに1名、農政のほうに1名ということで計画をされておりますけれども、この農政のほうではどのように活用しようと思われているのかをお教え願いたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

地域おこし協力隊についてでございますけれども、この初めての取り組みをやろうというきっかけは、やはり長崎県が一番、全国でもかなり注目をされております。九州の中でも長崎県が圧倒的に受け入れの人数が多いんですね。これは一つには、やはり離島とか過疎地とか、非常に条件不利地域を抱えているということで、定住人口も悩まれて、何とか地域の活

性化をということで、賢明な気持ちがあるといった地域おこし協力隊の受け入れの増加につながっているんじゃないかなと思っているんですけども。

当面、本町におきましては、メニューとしたらいろいろなものを掲げてやろうかというのを内部では話をしているんですけども、何せ今年度につきましては1名という枠になりましたので、この1名の枠の方が初めての受け入れになりますので、いい事例となりますように、こういった仕事が一番いいのかというのを詰めていきたいと思っております。

今いろいろなアイデアが出ているんですけども、先ほど申しましたように、中山間地域における、いわゆる都市農村交流の事務局的な仕事というのも一つは候補として上げておりますし、あるいは山間地における林業を含めたところ、バイオマスの話も出たわけですけども、そういった中山間地域における活性化の人材というものとか、あるいは加工の人材とか、ちょっと非常に欲張った言い方をすると、あらゆる農業に関することにいろいろなアイデアは出ているんですけども、早い時期に絞り込んで1名の受け入れというふうに進めていけたらというふうに考えています。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

この地域おこし協力隊は三大都市から来てもらうんだというようなことでありましたけれども、やはりこの波佐見町になじんでいただいて、末は波佐見町に定住していただくというようなことも考えながら進めていただければ、いい協力隊になるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今度は町長にお尋ねをいたしますけれども、一瀬町長は全国の町村会の副会長という重要な役割を担っておられます。そういうために、国や農林水産省の役人さんとも会って説明を聞いたり、あるいは相談を受けたりされるんじゃないかなというふうに思ひますけれども、町の行政というのは、やはり地域住民が一番近いところで、ひいて言えば、現場が一番近いところでお仕事をされておりますので、やはり地域の住民の考え方というのは一番よくわかっていらっしゃるんじゃないかなと思ひます。

そういうことで、もし、そういう機会がありましたら、今は農業関係ですけども、農業関係に限らず、そういう地域の状況をつぶさに話をいただければ一番早く通じるんじゃないかなと思ひますけれども、どういうふうにお考えになるか、お伺ひをいたします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

御指摘のように、22年から副会長をさせていただいておりますが、47都道府県の各都道府県の会長が行政部会と財政部会と経済農林部会と、その3班に分かれております。47名おるわけですが、その中で副会長が会長を含めて12名なんです。その12名の中、3人、4人がそれぞれの部会に、行政部会、そして財政部会、経済農林部会に入っているわけですが、大きな問題と、民主党のときには全員で行ったりしていましたが、やはりなかなか、どこの会長さんも忙しいものですから、ほぼ副会長が代行して、それぞれの所管の省庁等に陳情をいたします。年に大体二、三回ですね。しかし、それをやる時には、もう既に1月ぐらい前から全国町村会の事務局が、きちんと誰に会う、どんな要件で会う、そういうことの事前の調整を相手方と事務局として、そしてきちんと面会時間が決まって、スケジュールどおり、大体1人当たり15分ぐらいで、3人で。そして大体の内容はわかっていると思いますので。そのときに我々は生の声をですね。うちの町ではこういうことが問題なんです。だから、うちの町のことを言っても、全体で。しかし、ほとんど共通するところがあるわけですね。だから、そういうことをきちんと集約をして、一つは法案をつくる過程で加味していただくとか、そして、ある面では法案が、制度ができた後に追加のこととかということですね、やはり案ができた。

一番いつも言うことは、現場を知ってくれと。現場を知ってくださいと。ところが、やっぱり官僚の、一つ一つの現場を見ながら法案をつくるということも大変厳しいですね。日本全国の、一つの法律で日本全体を網羅するわけですので、当然もう種々さまざまな意見は出てくるわけです。そんなことを一つ一つ聞きよったら、ある面では法律はできないだろうと。だから、そういう面での、やはり国の法律をつくって、一つの概要をつくって、そして施行する前には国会のいろいろな意見とか、国会議論をしていただいて、そして、その議論の中にもやっぱり国会議員にも。国会議員にもやっぱり年に2回は行くようにいたしております。

だから、そういう面では、この12月の直近では12月5日に行ったわけですが、TPPの問題で、やはり国益を損なうようなことがあってはいかんじゃないかと。そして、農業のことについては、条件不利な地域、生産現場の実態を十分配慮してくれというようなこと

とか、そういうこと、そして、新しく導入するには混乱を来さないようにと。来しているんですよ。非常に惑うんです。そういうことを言って、意見交換をお互いにしてきているような状況でございます。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

ありがとうございました。この農政改革は今年26年からスタートをするわけですが、やはりこの特色ある波佐見町の農業として、農政として進めていくためには、中長期的にわたって、やはり波佐見町の農業の基本構想といいますか、ランドデザインを描く必要があるんじゃないかと思っておりますので、課長のほうにこれからそのランドデザインを、いい、波佐見町民がやはりこれは波佐見で農業をやっていかねばならないと思うようなランドデザインを描いて、後で発表していただければと思っております。

次に、空き家の問題に入らせていただきます。

空き家は、全国でもやはりふえていっていると。多いところは空き家率が10%ぐらいあるところがあるというようなことも聞いておりますけれども、やはりこの空き家というのは、家というのは、人が住まなくなればどうしても荒れてくるんですよ。だから、まだまだいいだろうと、波佐見ではそういう必要はないだろうと思っていらっしゃるかもしれませんが、やはりこれも早目に取り組まないと、どうにもならないようになってからでは遅いかなと思って、今回一般質問に取り上げさせていただきましたけども。この空き家を探しているとか、そういう相談はまだあっていないでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

今の御質問の件ですけれども、電話でそういうような件が一、二件あっているような状況でございます。この空き家の問題点につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、年々増加という格好で、全国的な統計から見れば、5年間で97万戸という空き家の増加があっているような状況でございます。そういう状況については大なり小なり、本町においてもそういう傾向というのがあるかなと思っております。

特にその空き家については、1回もう空き家にしてしまうと、それを取り戻すのにも大変

でありますし、そういう状況になれば、もう当然所有者の方もほっぽっておくという方向になってこようかと思っております。そういうような状況を解消するためには、ある程度やっぱり調査をして、あるいはまた意向調査等をして、そういうような登録制度とかについて今後検討をしていくようなことで町としても考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

先ほどの町長の答弁にも、これから近隣市町あたりを調べながら、空き家バンクのことにしても研究をしたいというふうな答弁がありましたので、なるだけ早く取り組んでいただければと思っております。

先ほど空き家の調査結果を発表していただきましたけれども、この空き家がまだ使われるうちはいいんですけど、人が住まなくなると、もう老朽化して、やはり犯罪のすみかになってみたり、あるいは災害、防犯、消防、火事ですね、そういうところになっていくわけですが、そういう空き家も、さっきあると言われましたけれども、こういう空き家の苦情ですね、今度はどうですか。苦情については何も連絡等はあっておりますか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

防災上、あるいは防犯上の観点から、近年、特に住宅の密集地域の中での空き家の少し崩壊の心配があるという、道路沿線のところからの相談がありました。昨年ありまして、早速所有者の方に直接解体に向けての相談をいたしました。その対応はできるだけ努めますと、解体に努めるということでした。しかし、まだ現段階で、まだそういった対象のお宅については、空き家については解体されていないという状況でございます。

そういったことで、地域からもその解体の心配の声もこちらのほうにも、町のほうにも上がっております。その都度、そういったことについて直接相談できれば、こちらでも口頭で要請をしていきたいということで。ただ、今後の対応については、先ほど申しました町長の対応策で詰めていくということでございます。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

この建物のことについては、建築基準法では第8条で、建築物の所有者または占有者はその建築物の敷地、構造及び建築設備を常時、適法な状態に維持するように努めなければならないというふうになっておりますので、これは所有者の方に全面的に管理をしてもらわねばならないわけですけれども、やはりこれもその住宅の家主さんがこっちにいられなかったりなんかすると、どうしても町で何とかしてくれというような声もかかってくると思いますし、やはりこれは早目にそれぞれの方向に向かって、利活用、あるいは適正管理の方向に向かって、なるべく早く条例等を設置されて管理に努めていただければと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（川田保則君）

以上で、10番 松添一道議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時15分から再開します。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

皆様に申し上げます。本日は東日本大震災があつてからちょうど3年目に当たります。2時46分になりましたら、黙祷をささげる時間となりますので、一時、一般質問を中断する場合がございます。御了承ください。

一般質問を続けます。

次は、11番 大久保進議員。

○11番（大久保 進君）

ただいま議長からも申されましたが、本日は東北大震災、3月11日、PM2時46分、3周年の時間でもあります。1日も早い復興を日本全国民が願うものであろうかと思うところであります。

さて、今回、私は本町の財政運営について質疑を行ってまいりたいと思います。

国の政策も24年暮れ政権交代から安倍政権が誕生しました。日本を取り戻すの機運のもと、三本の矢、財政出動、金融緩和、成長戦略を打ち出してから、アベノミクス戦略で経済も上

向き、財政については大型補正、大型予算において、デフレ脱却に向け推進中であり、26年度予算も現在審議中であり、景気浮揚を念頭に大型の予算であるかと思えます。

県政におきましても、中村法道知事のもと、輝く人づくり、輝く産業づくり、輝く地域づくりを念頭に第2期目がスタートいたしました。経済の好循環を基本に財政の主導を行っておられます。

このような中であって、町長は就任当時、町財政悪化の中、基本計画を立てられ、苦難の道を忍耐強く財政の改善をされてこられました。就任以来16年、何をとっても有終の美、雅ではないかと思っております。構造改善基本計画のもと、特に財政面では効果がうかがえたと思っております。

そこで、近年、町長は挨拶の中で、財政面について、町債と基金の改善を常に言葉で言われております。私自身も子供や孫のことを思えば、豊かになることは決して悪くはありませんし、当然であると思えます。しかし、国は借金をしても国民の経済を見ながら、リーマンショックや国内外の情勢によって国民の生活安定に緊急雇用対策、補助金の助成を行ってきております。借金が減り、貯金がふえるのは誰もが喜ばない人はおりません。そのことを踏まえ、行政はいかにあるべきかを考える必要があるのではないかと思っております。通告に従い質問をいたしたいと思えます。

財政運営について。

一つ、町債は基金を、借金ですね。借金は82億から62億に、基金積立貯金、目的金を含め11億から25億円と、24年末までに約十数年で34億円の改善ができました。その要因はどのようなことであろうかとお聞きしたいと思います。

二つ、今後の財政運営をどのように考えておられるか、質問したいと思います。

三つ、国は景気浮揚のための財政計画をしております。本町でも単独事業などにも力を入れる考えはないか、伺います。

四つ、町単独事業もあわせ、さきのような事業計画はできないか、伺いたいと思えます。

- (1) 公設ドームテントイベント場の開設、設置。
- (2) 野球場建設。これは再三にわたって伺っております。
- (3) 焼き物生地産業集合施設の設置であります。
- (4) 不要石こう型の処分地の計画であります。
- (5) 旧公会堂の早期修復はいかがなものかと思っております。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 大久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、町財政運営について。

1、町債は82億円から62億円に、基金は目的を含め11億円から25億円と、24年度末まで十数年間で36億円の改善ができた。その要因は何かという御質問ですが。

本町一般会計の町債の残高が最も多かったのは平成10年度末の81億6,840万5,000円で、直近の決算である平成24年度末には64億4,008万円となっています。なお、平成13年度から国の地方交付税会計の不足分を地方が直接借入れ、後年度交付税で全額措置される臨時財政対策債を差し引いた通常の町債の残高は、平成24年度末で40億9,198万9,000円となっており、この15年間で半減しています。一方、ここ20年間で基金残高が最も少なかったのは平成9年度末で、土地開発基金など、運用型基金を合わせ12億8,551万9,000円で、平成24年度末では25億9,101万円と、この16年間で倍増しています。

議員御質問のこれら町債の削減及び基金増加の要因ということでございますが、私が平成10年10月に町長に就任したときには、平成5年度から6年度にかけての中央小学校改築で16億500万円の借入れ、平成8年度から平成9年度にかけての総合文化会館建設で19億5,910万円の借入れが行われて、町債の残高が80億円を超え、基金を取り崩し、各財政指数が急速に悪化している中で給食センターの改築を実施中でありました。さらに西ノ原土地区画整理事業、公共下水道事業など、大型事業の実施を控えており、これらの償還金が増加する中、このままでは財政破綻すると認識を持ちました。

このため、平成11年度に波佐見町財政構造改善計画を策定し、向こう21年度までの10年間を実施計画期間と定め、一つ、大型事業等を含む財政計画の策定に当たっては、非常事態ともいふべき財政状況を踏まえ、限られた財源の重点配分、優先順位の明確化と経費支出の効率化に徹し、経費全般について徹底した節減合理化を推進する。

二つ、町債の累増が財政運営を圧迫している状況に鑑み、極力一般財源の確保に努め、町債の発行総額をできる限り抑制することを基本に、経常的事務費の対前年度比5%程度の削減、経常収支比率80%を目指す、起債制限比率13%以内の数値目標を掲げ、あわせて組織機

構を見直し、事務事業の簡素効率化を図り、現職員数の10%程度削減を目標といたしました。

この財政構造改善計画に基づき、振興実施計画により毎年各課の事業計画を査定し、計画的な予算計上と経費削減を行ってきたところであります。

さらには平成16年度の国の三位一体の改革や東彼3町合併破綻を受けて、この財政計画を見直すとともに、平成18年度には集中改革プランなど、さまざまな行財政計画を策定し、歳入歳出の聖域なき大幅な見直しを行い、運営費補助金の30%削減を初めとする経常的経費の削減を行いました。

また、人件費については職員数の削減や特別職の報酬見直し等により、平成10年度決算で10億4,124万4,000円、うち職員給6億8,184万2,000円が、平成24年度決算では7億4,615万6,000円、うち職員給は4億2,781万4,000円と、単年度だけの比較でも2億9,508万8,000円、うち職員給は2億5,402万8,000円を削減したところです。

これらの計画と確実な実施、さらには国・県補助事業、助成事業の積極的な活用を図り、限られた自主財源をもとに効果的な財政運営を行ったことが、冒頭申し上げました計画的な町債残高の減、基金の積み立てが可能となった要因であります。

次に、今後の財政運営をどのように考えているかという御質問ですが、本町の財政については、先ほど申し上げましたとおり、財政構造改善計画、それを引き継いだ中期財政計画、集中改革プランなどのさまざまな行財政計画により大きな成果を上げているところです。しかしながら、本町財政は長崎キャノンの誘致成功による自主財源の増など、明るい材料もありますが、自主財源が依然として3割と低く、また過疎、辺地、離島の指定がなく、交付税で措置される合併特例債、辺地過疎債の借入れが該当しないなど、財政基盤が脆弱で、県下を見渡した場合、直近の平成24年度決算における主要な財政指数は、一つ、財政の弾力性を示す経常収支比率が県下で21市町中10位である。現年度の起債の償還など、債務の額が一般財源規模を示す標準財政規模に対する割合を示す実質公債比率が21市町中20位の状況でございます。3番目に、将来の起債残高などの債務の額が、同じく標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は21市町中14位と、総じて下位に位置しており、本町の財政運営は決して楽観できる状態ではありません。

また、近年は保育所運営費、後期高齢者医療、介護保険事業に対する負担金、操出金など、社会保障費が計画を上回る伸びを示しており、新たな財政懸念も発生しています。このため、今後もこれまでの財政計画を踏襲し、限られた自主財源を有効的、効果的に活用するため、

国・県等の補助事業の積極的な活用。一つ、各課の事業計画を総括する振興実施計画の毎年度見直しによる計画的な予算計上。一つ、企業誘致など、自主財源の確保。一つ、事務事業の適宜見直しによる効果的な施策の展開。一つ、事業の優先順位を見きわめ、スピード感と機動力を持った事務執行を基本に財政運営を行っていきたいと考えておりますが、改善したとはいえ、厳しい財政状況には変わりがないので、楽観することなく気を引き締めて財政運営を行ってまいります。

3、国は景気浮揚のための財政計画をしている。本町でも単独事業などにも力を入れる考えはないかという御質問ですが、国においては景気浮揚のためさまざまな財政計画を行っており、近年は各経済対策、交付金制度の創設が 있습니다。

平成24年度においては地域の元気臨時交付金が創設され、本町においては9月議会で平成25年度分として交付された1億8,435万4,000円を原資として、地域活性化基盤整備基金として1億8,500万円を積み立て、平成26年度において全額取り崩し、町道改良工事に1億5,500万円、林道舗装事業に3,000万円を充当することで計上しているところです。

また、平成25年度においては、がんばる地域交付金が創設され、平成24年度の地域の元気臨時交付金と同様に国の補正予算に呼応して本町が計上した国の補正予算に係る事業費の本町負担額をもとに交付金が交付される見込みです。

このがんばる地域交付金については、制度概要が明らかになったばかりであり、本町負担額に対する具体的な交付額は現時点で算定は困難ですが、本町の場合、地域の元気臨時交付金同様、町単独事業に充当することが妥当と判断しています。このため、制度の詳細が判明し、交付見込額が明らかになった時点で、平成26年度の補正において町単独事業を計上したいと考えています。なお、計上予定の町単独事業の内容については、今後制度の詳細を確認した上、検討したいと考えております。

また、単独事業に力を入れるべきとの質問ではありますが、先ほどから申し上げているとおり、本町財政基盤は自主財源に乏しく、脆弱であり、社会保障費が増大する中、限られた自主財源を活用するため、国・県等の補助事業を積極的に活用することで、普通建設事業を初めとする投資的経費など、総額確保を行っていきたいと考えており、現時点で自主財源をもととする町単独事業の大幅な増加については困難であると考えています。

4、町単独事業もあわせて下記の事業計画はできないか。公設ドームテントイベント場、野球場建設、生地集約施設、窯業部門、不要型処分地、窯業部門、旧公会堂早期修復。本町

の事業計画の実現については、事業計画そのものの必要性、妥当性、その効果を判断し、国・県等の補助事業を活用できる事業について検討しているところです。また、事業の実施については振興実施計画に計上の上、優先順位をつけて計画的に予算化することで実施しています。なお、事業費が大きい計画については単年度の町負担が大きくなりますので、基金の造成を行った上で実施することが必要と考えています。

なお、議員御質問の各事業計画につきましては、これまでの答弁との関係もありますので、それぞれの部署での検討結果を踏まえ、先ほど申しました事業計画の実現の検討手順に基づき、今後、総合的に判断したいと考えています。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

ただいま言われましたとおり、まだまだ厳しいという財政事情であろうかと思います。しかし、我々が常日ごろ予算化、また決算化しますとき、やはり昔はどうだったのかという事態を見ますとき、相当なやはり改善ができたような機運がいたします。

なお、今年度より、誘致企業の効果もありまして、いろいろな事業収入の財も入ってまいります。そのようなことを踏まえて、一応今後やはりこういう積み立てができ、借金を減らして、ある程度、まだ20番目だとか14番目だとか言われます。しかし、今までがどうだったのかと。市町の財政運営を見ますとき、まだその時分のことについては相当な困難だったかなという気がしますが、その我々の受ける感じは、そこら付近までまだ我々としては感じておらない時代でございました。

そこで、今言われましたとおり、やはり我々も雇用対策、また町民の安心安全が第一ではありますが、ここで町を浮揚するために何らかの財政出動をするべきじゃないかなという時期もあります。それですから、今がそういう時期ではないかなと思っておりますが、そのまだやっぱり何か単独事業ではいけないと、やらないというような話ではありますが、計画はできないものですか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

本町の財政につきましては、さきの一般質問でもお答えしましたとおりに、行政改革をや

りながら今のような状況になってきたわけですが、県内の状況等を見れば、いろいろな財政指数については答弁は申しましたとおりでありますけれども、これは一つは合併市町が多いわけですね。合併市がですね。交付税の算定が、特例がありまして、ですから、分母が大きくなったものですから、若干率が合併市町については小さくなっていくというふうな、そういったこともあります。本町を初め、合併していないところは全くそういった恩典はないものですから、ちょっとかためのそういう結果が出ているというところでございます。

もっと予算を組んで、財政出動をすべきじゃないかというようなことですが、国は国債、借金をするのは制限はないわけですね。国で決めれば、それはどんどんやっていかれるわけですが、都道府県を含め市町村につきましては国の制限があるわけですよ。というのは、どんどんどんどんやらせて借金だらけになって、北海道の夕張市みたいにそういうふうなああいう赤字団体に陥ったら、国がもうほとんどの市町村は、東京を含め市町村は交付税の交付団体であるわけですので、国の税金で頼っておるわけですね。そうすると、起債、借金を起こす場合においては、以前は許可制でありました。今、協議をするようなことになっておりますけれども、形態は違え、内容的にはもう国が実権を握っていると。今のところは財政が硬直化しているから、もう金は貸さないよということになっていきますので、もし、そういうふうなところまで財政が硬直したような状態で財政運営をやっておれば、何もできないようになってしまうわけですね。

ですから、我々としては、できるだけ国・県の補助金をもらいながら、そして余裕のあったものを、もちろんそれは単独事業で回すということでありまして、平成21年度までは非常に町民の皆さんにも御迷惑をかけながら、道路等の整備もままならない状況であったわけですが、やっと行政改革の結果が出てきて、二十二、三年ごろから攻めの予算を組んでいっているというような状況であります。特に振興実施計画、これは数年前までは県が各市町村の計画をチェックをして、その指導をしておった訳ですが、今はそういう強制的なことはございませんで、その上で本町はしかし自主的に振興実施計画をつくりながらやっているわけですね。5年、普通3年ですが、5年先までずっと事業を組んでいって、その中で毎年やってローリングしながら、一般財源を入れているところは前倒しをする。きついときにはちょっと先送りをする。そういう調整をしながらやっておりますので、今回の26年度一般会計の予算につきましても、国の補正予算等を受けながら、26年度に実施する投

資的な事業については、昨年よりも約1億はちょっと切れるぐらいですけれども、九千何百万上積みして実施されるような形になっている。

そういうことで、財政的にはまだまだ脆弱な団体で波佐見町はあるわけですので、できるだけ国のそういった施策を利用しながら今後もやっていきたいと。そして健全財政を堅持しながらやっていきたいというふうに思っております。何も貯金をしてよんにゆあるけんがよかというところでもございません。国民、町民の皆さんから税金をいただいたものはやっぱり素早くお返しをして、やっぱり基盤整備、生活の基盤の整備あたりに充てるのが行政の責任でありますので、基本的にはそういった、余り硬直化した財政にならないような運営の方法でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

申し上げます。11番 大久保進議員の一般質問中ですけれども、しばらく休憩します。2時55分から再開します。

午後2時43分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（川田保則君）

それでは、再開します。

11番 大久保進議員の一般質問を続けます。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

相対的なことを言うと答弁が長くなりますので、項目によって今後質問していきたいと思えます。

公設ドームテントの件であります。今いろいろな時代の背景を見ますと、球場あたりもテント、雨降りの日にも何でも活用できるというようなことで、野球中継、いろいろなイベントにも中止がなくなったと思えます。そういう大きなドームとは言いませんが、私はやきもの公園の中の芝生のところが、丸い円形がありますが、あそこに常設のテントをすれば、いろいろな天候に左右されず、今、懸念されるのが炎まつりとか、それからフリーマーケット、この前あっておりましたが、くらわんかまつりとか、それから朝市、野外コンサートと、そういういろいろなイベントができる会場が全天候型でできるんじゃないかと思えます。今、そういうことで、こういう施設が今後波佐見の一つでもあればいいかなと思えますが、そう

いう計画はできないものでしょうか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

芝生広場にテントということでございますが、やきもの公園自体が都市公園として整備をいたしまして、その後も各種イベント、あるいは小学校、保育園とか、遠足と、そういったとに活用をされております。今回、都市公園の中でございますので、現在のところ、テント等の設置については検討をちょっとしていないので、ちょっとお答えがどうかと思うんですけども、そういった必要性等があれば、今後の課題だろうというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

そのような返答も先般あっておりましたが、都市公園もやはり時代によって、多少でも必要があれば変えていくというような時代背景があろうかと思えます。あそこにちょうど公設の舞台があります。あれをしょっちゅう炎博でも新たに舞台を設置して、せっかくあるのに、またそこに設置をされております。雨降りにはどうしても使えません。そういうことで、公設のせっかく運用の舞台というふうになっておりますが、あれを活用するためにあそこできたんじゃないかと思えます。そうすると、やはり天候に左右されず、皆さんが活用して、今のイベントばかりじゃないと思えます。そういう今後、それがあれば、あるということいろいろなイベントができますし、あの公園自身もまた潤って、人の休みどころにもなるのかなと思えます。

そういうことで、やはり今後、陶器市でもかなりあそこをべちゃべちゃべちゃべちゃ泥がありますので、雨の降りにはぬかるみになってどうしようもない会場です。そういうことで、特に許されれば研究をしていただいて、そしてその会場を常時、いろいろな健康の推進にしても、ミニグラウンドゴルフでもできるかなと。今の坪数を聞いてみますと、約1,900平米あると。600から650坪ぐらいですかね。そうあると、いろいろなイベントができるんじゃないかなと思えますが、そこら付近の計画も今後進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

たくさんのイベントが、ほかの町と比較をしてみても相当多いわけですね。そうすると、その中心となる人たちが非常にちょっと厳しい。スポーツのイベントもあるし、いろいろなイベントが、地域は地域で、観光協会、振興会、そしてまた行政といたしましても、ある面ではそういうイベントをするとき、なぜするのか。どんな目的、主目的ですね。そして、どのような費用対効果があるのかというようなことを十分しながら、それと自主的にできるだけ民間でできることは民間で、地域でできることは地域でというような形の中で、自主的に活動をされる部分においては、活用をできるだけ範囲を広げて、そして、そこで何回かして、それだけの実績を積んで、そしたら、やはりこれは当然もう雨天の施設をつくらばいかんじゃないかと。そういう状況にならんと。つくれば集まるぞという状況ではないんじゃないかなと。

だから、やっぱりそういうことを十分勘案しながら、そういうドーム的な、雨天のイベント施設はつくっていかないんじゃないかなと。それは一つの固まりが、例えば毎月どういうことをしてバラエティーにっていうような形は、やっぱり数年かかってしないとでき上がることはできないんじゃないかなというふうに思っております。もう本当、地域は地域で、町の全体の秋の炎まつりにしても、相当な労力を費やしてやってきているわけですね。だから、そういう面で、官民にできるようなことは民間で、ずっとやっぱりそれを積み重ねていけばできるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

町がイベントをやれというんじゃないんですよ。やはり場所があったら、いろいろな使い手は見つかります。そういう一つの構想から、やはりどのくらいの費用対効果があるかと。やはり雨天でも何でも計画がしやすいとなれば、いろいろなまたよその外部からでも町のほうに入ってきます。

そういうことを鑑みて、少し前向きに検討をしていただくということではありますが。これは私も今度、財政出動で言って、ここに書いておりますので、多少前に進みますが、野球場の建設にしても、外部からのお客を来ていただくためのことでもありますし、また、私も今、

波佐見町もそういう中学校も今度全国大会に九州一で行きますし、高校も頑張っております。そういうことで、やはり外部に試合に行っとんですね。この球場というのは、やはり一つの90メートル、120メートルのフェンスがあるわけですね。やはりそういうところで、町長もこれは十分知っとらすけんですね、私より詳しいから、余り言いませんが、そういう目標があれば、やはりそれに向かって子供たちも力を出していく、勉強する、体験をする。やっぱりそういうことを、何とか子供の夢でもあるし、あれば、そういう力になっていくのかなというふうなことを思っておりますが、あれから検討をするような話がありましたが、何か検討されましたか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

この野球場の建設につきましては、広く多くの町民、あるいは大久保議員のほうから何度となく御要望をいただきました。教育委員会としてもその設置に向けていろいろな方策を模索しております。やはり多額の財政というものも必要になることから、町単独での事業というのはなかなか難しゅうございます。したがって、国の補助事業等を利用しながら建設をしていくというのが一つの大きな方向性ではないかというふうなことを考えながら、いろいろなことを検討しておりますけれども、今のところなかなか有効な補助事業というものが見つかりません。

その一方で、やはり教育委員会といたしましては、学校施設、あるいは体育施設、あるいは学校環境の整備等々に多額の今、資金を投入して、子供たちの将来のために補修建設を行っている段階でございますので、今のところ、そちらのほうに教育委員会としても力を入れているということでございます。

ただ、皆さん方の願いは願いとして、あるいはこの果たす役割というものはしっかりと我々としても理解をしておりますので、希望を持たせるようなことで申しわけないんですけども、将来的展望に立って、このことについては取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

そういう返答ばかりいただいておりますので、余り長くは言いませんが、やはり今回オリンピックでもいろいろな金メダル、銀メダルをもらわれた。パラリンピックも始まりましたが、この場所があれば、そういう優秀な子も育っていくわけですね。とにかくカーリングとか、それからスノーボードって、日本には余り即しないようなことですが、その場所があったから子供たちがそれに向かって挑戦をしたということで、やはり世界にそれだけの名を売ったというようなことで、やっぱりそういう場所がなければよそに行かなければいかんと。やはりそれだけの人たちは、相当な人が集まってきます。効果もあると思います。ですから、私自身は、団体企業でもそういうことができ、それに補助をできるのかですね。そういう計画をされた場合。行政が補助をしてでもできることはできるのかどうか、そこら付近はどうなんですか。あとは署名をもらうとかいうこともあろうかと思いますが。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

補助を全員にやっていただければそれで幸いだと思いますが、どのくらい来るか、定かでないものを根拠として、やはり計画を立てたり、進めたりということは厳しいことじゃないかなというふうに思っております。ただ、私も十分野球場の問題、今、提案されていることは十分して、場所はどこがいいかなと、二、三カ所回ってみても、やっぱり5億、6億かかるような、そういう状況でございます。

今、大きな事業を、下水道の事業も毎年1億7,000万繰り出しをして、27年から2億、それから町営工業団地とか工業用水道事業、5億5,000万とか、工業用水道も2億8,000万、防災デジタルとか3億。これは15年、20年のずっと継続して払っていかなければならないし、ただ、今後、福祉、医療、介護等の大きな負担もあります。それから公営住宅は鹿山団地の後は、二十七、八年からは小石原の団地も整備をしていかなければならないと。西ノ原土地区画整理事業も限られた財源の中で継続をしていかないかん。そして、新庁舎、旧公会堂の整備、そしてまた歴史資料館、こういうとも整備を進めていかないかんし、それから、東彼3町のごみ処理施設も28年度に整備をしていかないかん。佐世保広域消防負担の負担もふえてきていると。

そして、そういう中で、いかに事業に使える自主財源、これをどういうふうに、今、御提案いただいているものに振り向ける金額はどのくらい出てくるかということが一番懸念してい

ることで、やはり、それはもう子供に夢を持たせたい。こういうことをやらしたい。ばんと、こう目指すようなこともやりたいというような気持ちもありますけれども、やはり着実に現実の自分の懐とといいますか、財政を見ながら、そして、打つべき布石を5年後、10年後のことも考えながら、そして、ある面ではちょっと無理すればできるかなというには前向きにやらないかと。ちょっとハードルが高いなというのに、今、保留をしているというような状況ではないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

これはいろいろな事業もあります。しかし、今までかつてその事業を進めてこられまして、ある程度一定のめどは、学校の耐震化にしましても、ある程度の辛抱をしてそれだけのことはできていっているんですよ。それは今後もいろいろ財政面の支出等はあるかもしれませんが。しかし、国の補助が相当ある分もあります。しかし、そういうことばかりじゃなくて、やはりそういうのを乗り越えてでも、やはり計画を立てて、今後かなえてやるということも大事かなと思います。一つそういうことも計画の中に入れておかなければ、いろいろな財政が来てもできないというのが今の現状じゃなかろうかと思っております。いつ、そういう国・県の予算も入ってくるか、わかりません。ですから、計画を立てて、やはりこれくらいの費用がかかるんだと、はっきりやっぱり言って、町民にも納得できる返答を今後待ちたいと思っております。

それから、生地屋さんですね。これの問題が、この前も私が言いましたが、今現実見て、やはり昔の何百軒という時代から、今、何十軒の世界になってまいりました。もう今、生地ができないという一つのメーカーさんの苦痛があります。それで新しい新商品を開発しても、本当につくるところがないんだというような事態に至っております。

こういうところで、今現状を見ますと、ぽつんと1軒、鬼木にあっても、子供は育ちません。もうしません。子供に親もやらせません。そういうときなんです。ですから、やっぱり今後、ある程度、そういう集合体で仲間として、また幾らか補助をやってでも、子供の育成、後継者育成、これも町の仕事じゃないかなと思いますが、その点も考慮を入れられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

従前にもこのような質問があって、その当時の課長も、町がこういった施設をつくることについてはちょっとどうかなというふうな返答をしておったかと思えますけれども、果たしてこういった集約施設をつくって、そこで入られてやろうという意欲の方が現実におられるのか。先ほど町長も申しましたように、まず施設が先なのか、やる気が先なのか。そういったところの状況把握も必要かと思えます。そういったことを考えれば、現時点で町がこういった生地業者を集約した施設をつくるということは考えてはおりません。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

これはそれは大変なことです。これは人がおって初めて企業は成り立ちます。しかし、今現実、もう、そういう人は、自分でしようという人はいないんですよ。しかし、教える人はまだ今のところ60代、70代の人もおります。しかし、自分で生地をやっ払いこうというのは採算が合わんわけですよ。昔みたいに機械でどんどんどんどんつく時代と違いますから。やっぱりそういう工賃も安いし、やっても、なかなか実入りにならんわけ。そしたら、後継者も雇うどころじゃないですたいね。教える時期もないわけですよ。ですから、やっぱりそういうところを行政としてはもう少し目を開いて、公設民営ってしょっちゅう言われるように、やはり一つのそこにいらればできるのかどうか。そこら付近をもう一つ聞きたいと思えます。そういう人がいたとすればできるかどうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

いたとした仮定でなかなか返答はできにくいですがけれども。生地屋さんというのは、議員さんも御承知のとおり、そういうところに集まって、8時から6時までとか7時までとかってなくて、自分の好いたところでの時間で乾燥とか入れたり出したりと、そういう自由時間ができるから、自分のうちで皆さん、もう工場と居住が一緒のところなんです。だから、生地屋さんを集合するという事は、まず生地屋さんがその気にならないとできないんじゃないかな。入るんだったら、それなりの負担をしてもらわんばいかん。幾ら県の補助があっ

たにしても、私たちがそれに対して対応をしてやったにしても、絶対生地屋さんも負担をしてもらわんと、これは公平にはならないわけですね。だから、そういう面で、利便性といったら、もう自分の体調でよかときと何でもするし、集合体でみんなと一緒にやろうという、ほんに耳心地はいいわけですけども、なかなか大変なことだと。要はそういう施設があつて、これだけの負担をすればやるということであれば、国でも県でもいろいろな形をお願いをしていいでしょうけども、要はその生地屋さんの問題じゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

それをきてきたんです、今までですね。しかし、減ったんです。もうそれは今までしてきました。個人でやろう、自分の寝る時間を利用してやろうと、今までしたんですよ。それを見ているんですよ、子供は。ですから、そこら付近が、今、子供たちは今の経済状況には合わんと。しかし、産業なんですね、私から言うんですけど。それをどうしてつないでいくかというのが今からのやはりことじゃないかなと思って心配をしているんですよ。

ですから、ここ5年、10年でどうなるかわかりません。しかし、もう5軒になるかもしれません。もう60軒と言うけども、あんまり合わんからという人が多いです。そういうことで、後継者育成も必要です。ですから、ある程度、行政が少し手をかしてでも、そういう一つの何かアドバイザーとか、そういうのも、ある程度何軒かあれば支援の費用も、個人では出ませんけれども、そういうところでは多少でも応援ができるシステムができるんじゃないかなと。そして、やはり今から科学的な3Dとかなんとかありますので、そういうところまで含めてアドバイザーができるのかなという気がしているんですよ。ですから、やっぱりそういう人を、メーカーに聞いたら、それはよかですばいというところもあります。支援しますよというところもあります。そういうところを踏まえて、私も何とかできればというようなことを思っている状況であります。

それと、もう一つ、石こうのことも時間がないので進めますが、石こうというのは廃業をした人、今持っている人、古い型、やめた人、その型がいっぱいあるんですよ。前、県でももらったのがいい石こうだけ持っていかれた。今は古いのはもう持っていかん。処理場に費用がかかるというところで、やはり言ったらあれですが、昔は生地屋さんの型じゃ

ないんですね。窯イチさんの型だというシステムやったんです。そうすると、型を預かったような格好になっているものですから、多少そういうところも金がかかることはやりにくいというようなことで、やめたところはそのままですたいね。

そういうところをしますので、何か井石にできとった、ああいう廃石こうの埋立地みたいなものがあれば、運んで行く人は行っていいでしょう。ですから、何かそういう方法ができないものかなというふうに思っておりますが、どうですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

要は産業廃棄物処分場をつくらないかというふうなお話かと思えますけれども、基本的に現在の法律の整備の中ではなかなか難しいものがあるかと思えます。まず適地選定、適地を選定した場合に、当然環境アセス等の多額の費用がかかりますし、当然施設をつくる、そのものにもかなりの投資的経費がかかってまいります。応分の負担を求めるとなった場合に果たしてどの程度の料金設定が必要なのかというふうになりますし。

現在、現在といいますか、当時、金屋の処分場がいっぱいになったときに、適地の選定をかなり行ったことがございますけれども、なかなか町内には見つからなかったという経緯もございますので、これにつきましてもまたほかの議員さんからの御質問もあっているようがございますので、現時点ではそういった産業廃棄物処分場を町としてつくるという考えはないということをお答えしておきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

町でやらないということは、個人でそういう集積場あたり、捨て場ができればやれるんですかな。そこら付近は許可がおりるんですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

基本的には、廃棄物に関する法律がございますので、それぞれの許認可が必要になってまいるかと思えます。現在の流れとしましては、廃棄物を減らす、リサイクルに向けた取り組

みを重点的に取り組みたいというふうに考えておりますので、今後は地球温暖化とか、地球環境の問題もありますけれども、重点的には処分というよりは、再利用を考えた方面で支援とか取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

この石こうというのは、やはり景気のいいときの副産物なんですよ。それは税金は全部その費用にしているわけですね。やはり社員の税金から法人の税金から。そして、それをずっと集積したんですね。ですから、個人で今かかるようになったんですよ、費用が。昔はあんまりそういう捨て場があったからかかっていた。今、費用がかかるわけですね。だんだんだんそういう環境整備の中でかかるようになりました。それを今、やっぱりやろうとしてもなかなか厳しいんですね、個人的には。

ですから、できればやっぱりそれはできなかつたということになれば、廃棄処分費として町も少しぐらいはやっぱり応援をしてやるというぐらいまでは企画の中に入れて、そして、何かそういう早目に処分ができるような方法をしないかんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

先ほど何か産業廃棄物として残っている石こうは当時の景気がよかった当時の遺産として残っておるような捉え方が出てきましたけれども、あくまでも廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、そういった生産過程において発生した廃棄物は、あくまでも事業者の責任において処理しなければならないというふうになっておるわけでございます。平成23年におきましては、そういった廃業された方の石こうに対してもある程度呼びかけをして収集を図って、一掃を図るというふうな取り組みが行われたてきたところでございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

それは法律は法律であります。あります。しかし、波佐見は特別な地域で、焼き物が専業で来たわけですよ。二大産業としてですね。その副産物だから、町としても何かの費用応援をしたらどうかというような、これは今始まったことじゃないんです。ですから、そういうことを多少でも付録をつけてやるとかというようなことが大事かなと思っております。

そこで、私はこのいろいろな国・県の費用分担というのは、産業処分、文科省、労働省といろいろ省があるわけですね。ですから、これにはまるやつを少し探してもらって、町長も国にも行かれますし、県にも行かれますので、何かそういういらっしゃるときに何とかこの設備投資を少しでもやれる方法を計画をしていただきたいし、また、企画を立てとかんと、いつまでたっても何回言ってもだめなんですよ。ですから、多少でも企画を立てて、これはこのくらいの財務が要ると。これとこれとはしようとかいうような、こうしていつてもらいたいかなと思っております。

旧公会堂の問題もありますが、やはり財政出動をするべきときはして、そして辛抱してくれというときは辛抱して、それでやってきたんですね。しかし、少しは財政出動も必要な時期もあります。ですから、今はもう幾らかは緩和されたと思います。ですから、多少でもそういうときにはこういうふうになりましたと。しょっちゅう抑えてばかりいるということよりも、多少緩急をつけて、ある程度のやっぱり財政出動をするときはしたほうがいいのかと思います。この点を含めまして終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

緩急をつけて、必要な事業に対しては思い切ってやってきております。特にちょっと手おくれになっていた町道の端々についても、ほぼ地域からの要望は全てことしの予算に組み込んでおります。そして、新たな財源等が必要なことも踏まえて、そして、そういうことをもって、公民館の旧公会堂の修復整備も可能な限り、四、五年とっておりましたけれども、財政のあれすれば、やはりそういう文化、そして観光、そういうことには力を入れておりますし、当然そのことにすれば、知名度も上がるし、誘客も図れると、そういうふうな見通し等々としては、やはり思い切った出動はしてみたいというふうに思っております。

○11番（大久保 進君）

ありがとうございました。

○議長（川田保則君）

以上で、11番 大久保進議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時35分より再開します。

午後3時22分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 松尾道代議員。

○9番（松尾道代君）

早いもので、大震災から3年になります。春3月、桜のつぼみは膨らんできましたのに、東北はまだ寒い日が続いています。今、私たちにできることは祈ること、そして忘れないこと。

通告に従って質問します。

1、水道事業の現状と今後について。

水道事業は上水道、公共下水道、工業用水道事業ともにおおむね順調に推移していると考えますが、今後の計画策定と考え方を質問します。

最初に、上水道の水源は、湯無田郷、鶴の川橋付近の河川と、野々川ダムの放流水及び浄水場内の浅井戸の湯無田水源が主となっております。ほかにも調査を行い、新たな水源の確保に努めたいと言われる中、昨年夏の渇水期に水不足の緊急対応をされましたが、その後、新たな水源の調査はされましたでしょうか。

2番目に、公共下水道は、今年度の整備は東地区は小・郷御堂まで完了、南地区は27年度まで稗木場郷窯業センター付近を整備し、その後、事業計画の見直しを図りながら下水道普及率60%を目指すと総合計画にありますが、今後建設費増大による財政圧迫、また長期化により町民の不便、河川の汚染は年々深刻化してくると思います。さらに上水道の水源が河川水と湯無田水源が主であることから、公共用水域の水質保全の向上に向け、鶴の川橋より上流側の対策が急務と考えます。

そこで、公共下水道への接続助成金や合併浄化槽の設置に対する助成金の増額等の支援は検討できないでしょうか。

3番目に、工業用水道は2カ所で掘削が行われ、工業団地に近い折敷瀬郷水源からキヤノンに送水されております。第1水源井石水源のテストが先ごろ行われていましたが、緊急時は上水道に、また農業用水として使用することはできないのでしょうか。

2番目に、施政方針についてです。

地場産業、窯業の振興に対しては、一貫して産地PRと波佐見焼ブランド確立のため、各種事業を展開してきた。そのことを強調され、さらに販路拡大、販売強化を図り、陶磁器産業の振興に努めるとされております。また、伝統に裏打ちされた確かな技術をもとにとありますが、継承してこられた人も高齢になられ、途絶えることを危惧されております。技術の継承は行政の出番と考えますが、どうお考えでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 松尾道代議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番、水道事業の現状と今後について。

上水道の水源についてでございますが、昨年夏の渇水期に水不足の緊急対応をされたが、新たな水源の調査をしたのかという御質問ですが。

本町の上水道の水源は、湯無田浄水場沿いにある川棚川、鶴の川可動ぜきからの河川取水と、野々川ダム放流水の湯無田水源が主となっており、そのほかに金山水源、浄水場内の浅井戸、井石郷の大堤等からなっております。いずれも上水道の水源として県の事業認可を受けているものですが、特に本町の水源のかなめとなる河川水及び野々川ダム放流水については、雨水からなる表流水であり、気象条件に左右されるという水質管理上の難しさがあります。例えば、降雨時に水質の濁度が高くなったり、また、渇水時には色度が上昇したりして水質基準を上回った場合は、取水停止を行い、地下水等の水源に切りかえて対応しているところですが、このような状況が長期化した場合、現在の代替水源としての確保は十分とは言えない状況です。現に昨年夏の長期にわたる高温濁水により水質悪化が生じ、水道水に色がつくという事態を招き御迷惑をおかけしたことは周知のとおりで、代替水源の必要性を改めて認識したところです。

このため、新たな水源の確保に努める必要があるわけですが、近年の温暖化等による本町

の水源の水質管理を考えた場合、まずは水道水の原水となる表流水の水質管理を優先し、これまでの浄水処理に加えて水質改善のための前処理が必要ではないかと考えております。そのため、年次的に整備計画を立て対策を講じてまいりたいと考えております。したがって、現在のところ、新たな水源調査は行っていない状況であります。

公共下水道について。事業計画の見直しを図りながら下水道普及率60%を目指す総合計画にあるが、公共下水道への接続助成金や合併浄化槽の設置に対する助成金の増額などの支援は検討できないかという御質問ですが。

本町の汚水処理対策として公共下水道事業と下水道区域外を対象とした浄化槽整備事業を実施していますが、現在、公共下水道事業は稗木場地区の整備に着手しており、事業認可区域を平成29年度までに整備することとし、あわせて平成28年度までに下水道区域の見直しを行うようにしております。一方、浄化槽整備事業では浄化槽設置者に対して国・県の補助事業により補助金を交付し、水洗化の促進が図られ、生活環境の改善と水環境の保全が一段と進んでいます。

こうした中、汚水処理対策をより推進するため、公共下水道接続者や浄化槽設置者に対して支援ができないかとの御質問ですが、下水道では接続資金が不足する場合に利用できる融資あっせん制度や水洗化積立制度があり、利子補給や奨励金により接続者への支援を行っています。ただ、接続費用の助成については、財政負担や、既に接続された方、浄化設置者との公平性もあり、難しいと考えています。また、浄化槽については下水道受益者との費用負担のバランス等を考慮し、補助金の増額となる上乗せを行うため、所要額を平成26年度予算に計上したところです。

次に、工業用水道の井石水源は、緊急時には上水道に、また農業用水として使用することができないかという御質問であります。工業用水道事業については、昨年6月から供用開始中、波佐見テクノパークへ工業用水を安定的に供給しており、事業運営も順調に推移していますが、水源については、折敷瀬水源と井石水源でそれぞれ1,000立方メートルの供給能力があり、工業用水道の水源として国の事業認可を得ているものです。

現在、工業用水の供給は折敷瀬水源で賄っており、井石水源については将来の工業用水需要に係る予備水源として使用していないわけですが、御承知のように昨年夏の高温湯水による水道水の水質問題を受け、上水道の代替水源として有効に活用できないか。これまで試験的に取水放流し、検討してきました。その結果、臨時的に利用できるとの判断から、導水管

の布設費用を平成26年度上水道事業会計予算に計上したところです。

なお、農業用水への活用については、あくまでも水道用水が優先であり、余裕があれば河川への放流も可能ではないかと思えます。

次に、施政方針について。地場産業、窯業の振興に対しては一貫して産地PRと波佐見焼ブランド確立のため各事業を展開してきたことを強調され、さらに販路拡大、販売強化を図り、陶磁器産業の振興に努めるとされている。また、伝統に裏打ちされた確かな技術をもとにとあるが、継承してこられた人も高齢になられ、途絶えることを危惧している。技術の継承は行政の出番と考えるがどうかという御質問ですが。

地場産業である陶磁器産業を取り巻く環境は、生活様式や嗜好の多様化に伴う少量多品種化、安価な輸入品増加による国内生産量の減少など、大変厳しいものがあります。当然のことながらその下請け産業である生地業においても、これらの影響に加えて従事者の高齢化などの問題も大きく、事業所や従業者の数はピーク時に比較して大きく減少しています。これらの対応策として、まずは売れる商品づくりへの取り組みが必要であり、このためには新商品開発の支援を重点的に行い、産地PRと波佐見焼ブランドの確立により、需要と販路の拡大を図る。ひいてはこれが窯業関連事業者への増収へとつながり、後継者育成へとつながっていくものと思えます。

技術の継承は行政の出番との御指摘ですが、行政が直接技術の継承を行うことがありませんが、技術継承のための支援は大変重要であると認識しているところであります。このことから、波佐見焼の製造にかかわる伝統技能の継承と技術力向上を図るため、工業組合が主体になって開催されているろくろや絵つけの教室についても引き続き支援を行っているところであります。

また、伝統工芸士会や技能士会では、後継者育成のため、指導者として努められるとともに、会員相互の技術研さんにも努められています。

いずれにしましても、波佐見焼の将来を担うのは人であり、技術であることから、焼き物の町として長く発展が続きますように、引き続き人材の育成、技術の伝承について、窯業技術センターや業界団体と連携し、どのような支援策が有効なのか研究を進め、官民一体となり積極的な取り組みを検討していきたいと思えます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

平成18年に水道ビジョンが示された資料によりますと、平成30年までの水需要の見通しは大きく伸びると予想されておりましたが、この10年、余りふえてはおりません。24年度で1日平均4,019トン、5,051世帯に給水していますので、単純に割ると1世帯0.8トン、800リットル、7年前とほぼ同じです。幸い給水量が大きく伸びていないので、昨年の夏も何とかクリアしたと思いますけど、給水量が伸びなかったのをどのように分析され、捉えておられるかをお尋ねします。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

現在の給水量の伸びということでございますけど、住民の方の節水意識ですか。そういった状況も普及している影響で、また、そういった思うような、こちらとしても給水の伸びというのが、経営上はそういった有収水量あたりが伸びればいいわけなんですけど、昨年の渇水とか、そういった状況もありまして、現在のところ、こちらの思うような給水量が、有収水量が伸びていないということの分析をしております。

節水意識が向上したのかなとか、そういったことで、それ以外の要因というのが、こちらの例えば人口増加とか世帯の増加でそれなりにふえたかといえ、世帯数はふえているけど、なかなか有収水量は伸びないとかですね。やっぱり1世帯当たりの使用量がふえていないとか、そういった要因かなと思いますし、ある面では少子高齢化で、そういった全体的な、今、言いました世帯の水道の使用量が伸びていないと、そういうふうな感じかなと判断しております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

計画時と現在と、人口が減っているということが一番大きな要因じゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

やはり節水型の電化製品、これなんかも多いかもしれませんね。それから子供が少ないということで、お風呂も2日に一遍とは言いませんけど、1日目のまた沸かしで入るとか、一人か二人しか使わなかったら、それもできるでしょうから。合併浄化槽や下水道が普及したから、この計画どおりにどんどんふえると私も思っておりまして、意外でした。でも、水道料金も高いこと、それから下水料金が加わるとなお高くなりますので、町民の中に節水意識が芽生えているのかもしれない。

今後の原水の取水の見通し。先ほど町長の答弁では、浄水場にある浅井戸は何か足りないときに取水していらっしゃるように聞こえましたが、私は逆に浅井戸のほうがたくさんとっているというふうに自分の中では思っておりまして、このあたりの原水の取水の見通し、それから新たな水源の調査はなさっていないようですけど、この井石水源を緊急時には使えるからという理由でしょうか。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

浅井戸の活用ということなんですけど、町長が答弁申し上げましたように、本町の、特に湯無田浄水場の水源につきましては、河川からの取水が大体。それと野々川ダムの放流水が主になっておりまして、浅井戸につきましては代替水源というんですかね、水質がそういった気象条件によりまして切りかえをしなければいけないとき、その代替水源としての活用というんですかね、そういうような形で現在運用をしている状況でございます。

今後の水需要ということなんですけど、町長が先ほど申しましたように、人口のそういった、現在、少子高齢化ということで、若干ずっと漸減的に減っているわけなんですけど、そういった状況とか、先ほど言いましたように節水ですね。そういった意識の中で、水道ビジョンにありますような、先ほど議員も言われましたように、思うように伸びていないというんですかね。そういった状況もありますので、今後の毎年のそういう水需要ですか。あるいは、いろいろなそういう新たな企業とか社会的な要因でそういった水需要がふえるかどうかですね。そういったものを動向を見ながら、それに対応できる水道事業体制をとっていきたいと考えております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

鶴の川橋から上流のほう、取水口から上流ですね。こっちの水をとにかくきれいにしたいと思いながら、あちこちを今回は歩き回ってみました。いつかも言いましたけど、三股にもきれいな水がたくさん流れています。それぞれ算とといいますか、あんなのをそれぞれの家庭が引いて、それをどんどん使っていっちゃる。自分の庭に池をつくって。そこに1回ためて、余ったのはまた川に流れています。あと、中尾などもたくさん流れ込んできていますし、このきれいな水を、何とか河川ダムみたいな小さいのでいいですので、そんなのをつくって常時いっぱいにしておくとか、いろいろ農業用水との関連もあるでしょうから、常にためることは無理かもしれませんが、あるいはきれいな水をそのまま流すというのがもったいないような気もいたしました。上水に何とか利用できないかという思いもいたしておりました。

あと、堤の改修も昨年、一昨年ぐらいから調査して行っていらっしゃるようですが、そこももっと整備を続け、そして管理人をきちんと定めて、そこを常に満水にしておくような、素人考えかもしれませんが、こういうふうな小さな対策をいろいろ考えていただきたいなと思います。そのあたりのことはどうでしょうか。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

ただいま言われました、その取水の方法ということなんですけど、水道事業につきましては、水道の水源となる場所につきましては、事業認可を得るというんですかね。そういうような水道法によって決まっておりますので、勝手にですね、勝手にというのはおかしいようですけど、そこにそういう水源があるから取水をすとか、そのように簡単にできませんので。必要な水源が担保されれば、正式な手続を経て、認可を経て取水するという形になるかと思うんですけど、現在の、例えば今言われました三股等はそういった上流ですね。最終的には鶴の川の河川ということで一緒に流れてくるわけでございますので、そういった面で、上流部の水質あたりが早くすれば望ましいと思っておりますけど、そういった浄化槽の補助制度がありますので、その辺を図ってもらうことで水質浄化になっていくのではなからうかと思っております。

あと、ちょっと堤につきましては、回答は農林課長のほうからさせていただきます。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

堤の話が出ましたのでお伝えしておきたいと思うのですが、ちょうど多分調査をされていたのをごらんになったんじゃないかなと思うんですが、これは国の補正絡みで、県が事業主体となりまして、町内の全ての堤、全てといたしますか、規模によるんですけれども、ほとんどの堤になるんですけれども、堤体を中心に危険度調査、現状分析をしたわけです。ですから、これは震災を受けたところの防災上の観点から、ハザードマップあたりまでちょっとにらんだところでの現状分析の調査を行ったということでございますので、そういうふうな調査だったということを御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

やはり上流側の川をきれいにするというのが一番なんですか、波佐見町の水を守る、原水をとにかく少しでもきれいにしたい。波佐見のはおいしい水ということで評判です。それをなおおいしく、安心して飲める水にするために。日々、汚染は進んでいると思うんですよ。最近浄水場よりも上流の地区はたくさんありますね。野々川、小・、永尾、三股、中尾、鬼木、それから湯無田と井石の一部。戸数はおよそ1,100戸あります。この中で合併浄化槽の設置は推定で220戸、880戸の家庭用水が河川に直接流れ込んでおります。

こういうことでずっと河川を見ますと、上流のほうは本当に澄んでいて魚もぴちぴちして、きれいですよね。少し下っていくと、やはり少しよどんできます。さらに下ると透明感がなくなります。川底や川のふちも少々怪しくなってきます。川の水は流れることによって自然に浄化すると言いますが、やはり時間をかけて長いところを下っていったら、かなり浄化するんですけど、今言いましたように880戸の家庭用水が直接流れ込んできて、シャンプーから洗剤ですね。もっといろいろありますよね。全てのものが流れ込むんですから、やはり上流側を合併浄化槽の設置をもう望みたいと思います。

26年度は、先ほど町長の答弁にもありましたように、増築改築に限っては12万6,000円が上乗せされました。大変うれしいことで、41万4,000円と、基本のがですね。合わせて54万円です。トイレ内の改修を最小限にして節約しても、あと少し足りません。例えば、介護保

険の中で洋式便座の取りかえとかには、何ですか、介護保険のほうから支援、それから認定を受けていらっしゃる人には9割の補助がありますけど、こういうのの取りかえは一緒に利用できないのでしょうか。それにまた福祉関係の予算の中でこういうのに使えるような予算というのは制度はありませんか。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

先ほど議員の説明の中で、今回、浄化槽の補助金のかさ上げということで、上乘せですね。上乘せということで説明されましたけど、こちらが今、予算に計上しとるのは7人槽でいきますと、16万2,000円ですか。7人槽にしましてね。そういうことで、基本額が48万6,000円で、上乘せが16万2,000円、合計で64万8,000円の、7人槽のですね、今回の増改築ですかね。あるいは建て直しということで。現在ある住宅ですね。そういった方たちの水洗化を促進するために、この分につきましては下水道区域外ということで、今、議員さんが言われました水道水源の上流部ですかね。水質改善が急務であるということをおっしゃいましたが、そういった区域も当然該当しますので、そういった形で活用していただいて、水洗化が促進されればいいかなということで感じております。

あと、排水設備に係る補助制度ですか。その分については、ちょっと水道課の制度としては現在ありませんので、一応、申し添えます。

以上です。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（北村洋子君）

福祉のほうから高齢者、また障害者住宅改造助成事業補助金というのがあります。その分について、合併浄化槽についてはありませんけれども、ただ、要するに便器ですね。それについての該当する方にはその補助制度が該当されると思いますけれど、まずは非課税世帯というふうな条件があります。それと、高齢者につきましては65歳以上の方ですね。介護保険の給付を受けている人につきましては、その介護から最高18万だったですかね、助成がありますけど、それを除いた額の、ちょっといろいろな計算方法がありまして、全額ではありませんけど、最高16万5,000円を限度とした形での助成の分があります。それと、あと、障害

の方、1級、2級の方、またはそれ以外の方についても、それに対する、ちょっといろいろな補助率が違いますけれど、助成の対象となります。ただ、先ほど言いましたように、その便器がその方の状態に該当するかというふうな決まりがありますので、そういったところを見て補助対象とすることになると思います。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

介護保険でも住宅改修費に対する支援がございます。金額としましては、工事費といえますか、かかった費用が20万円までで、その9割、一応18万円が上限でございますけれども、給付がございます。この内容については、先ほど住民福祉課長が申されたとおり、その使用が必要な方に対しての住宅改修の補助でありますので、水洗化をするというのが名目ではございません。介護を必要な方が、どうしても便器を取りかえなければ生活に不便を来すということに対して改修を認めているということでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

福祉関係も、その健康推進の介護のほうでも、場合によったら、上手に使ったらできるというふうに受け取りましたので、その接続するときに、これは合併浄化槽だけじゃなくて、下水道と接続するときにも同じく使えますよね。こういうのも担当課で調べてくださって、そして、こういう場合はこういうふうですよというふうなのを案内書をつくっていただけたら、割と接続できないでいらっしゃるところは、高齢の御夫婦とか、おひとり暮らしとか、そういうところが多いようですので、これだったら接続してもいいよとおっしゃるかもしれませんですね。

そして、私が間違っていて、補助が64万8,000円となりましたら、ある程度カバーできますよね。ぜいたくをしない限り、中のほうをぜいたくをしない限り、何とか個人負担は余りなくて合併浄化槽の取り付けができる金額じゃないかと思っておりますので、そのあたりもこの補助制度をずっと継続して、上流をきれいにしていきたいと思っております。

隣町でもこの4月から補助金が大きく増加されます。もちろん下水道事業はなさっているところですけど、事業費と衛生面から、一日も早く河川をきれいにしたいとの施策でしょう。

現在の補助金は、これは7人槽が41万4,000円でしたか。これは本町もその町も一緒ですけど、4月から7人槽で31万6,000円プラスで73万円になるそうです。節約したら、これは個人負担なしでもできるという金額です。その上、年間の管理料がかかりますので、その1万8,000円、年に1万8,000円も出るそうです。農業が主な産業で、トップの水に対する決意が見えます。このように個人負担なしぐらいの支援がありますと、喜んで設置されると思いますので、その福祉関係も含めて数字を出していただいて、できるだけ早く合併浄化槽なり、あと下水に接続していただくような施策をどんどん進めていただきたいと思います。

現在の下水道事業は14年を経過しましたですね。1年で3億円以上かかっておりますので、もっと5億円、6億円、10億円かかった年もありますので、開始から88億円、およそかかっているようです。今後進めていくとなれば、周辺分になりますので、もっと財政負担も大きくなると思いますので、何とか今から再検討してできていくんでしょうけど、できるだけ合併浄化槽を推進していただいて、上流の川を早くきれいにしていきたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

まだ内部ではそのように、やはり下水道をずっと継続してということじゃなくして、やはり効率的に、住宅が密集していないと、下水道の費用対効果というのは非常に負担にかかってまいります。そういう面で、最初のスタートのときには、やっぱり大きなエリアをしておりましたが、当然そのような形である段階で、ある地区までを縮小し、そして合併浄化槽がより普及できるような、そういうふうな流れをつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（北村洋子君）

先ほど言いました福祉での助成事業の補助金でございますが、これについては介護事業者の、要するにケアマネジャーさんたちですね。あの方たちにもお知らせをしておりますので、そういったところで、修理とかそういった新たに設置される場合はそういったところからの周知ができていると思っております。

それと、ちょっと私、先ほどの補助金の補足でございますが、これについては新築とか増

築で新たに設置される場合は対象になりません。あくまでもこういった状況に陥って、修繕といたしますか、改修をする場合だけの助成となります。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

下水道接続も50万円前後はかかります。そして、受益者負担金が15万円。もちろん融資あっせん制度とか分割払いもありますけど、これは負担には変わりはないでしょう。受益者負担金はどうにかならないかという声もあります。下水道接続できない家庭に対するさらなる支援。先ほどさらなる支援はないというような答弁もありましたけど、やはり何とか接続してもらおうための支援、これは何か考えられないでしょうか。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

下水道への接続支援ということなんですけど、議員も今言われましたように、現在の本町の制度では融資あっせん制度ですね。それと、水洗化積立制度ですね。そういった支援制度があるわけなんですけど、直接的な排水設備に係る助成制度は、どうしてもそういった、県内でもちょっと調べたというんですか、状況を見ましても、特に直接的な排水設備の補助金ですかね。そういった制度は余りないようです。

その分の補助によって、例えば今まで接続されていた方との不公平性とかありますし、財政負担もありますし、さらに浄化槽の設置者との比較とかですね。あるいは浄化槽につきましても排水設備費用というのは設置費以外にかかりますので、そういった面で考えても、そういった均衡とかを考えた場合、難しい状況であります。

現在ある融資あっせん制度ですか。そういった制度を、こちらとしては借りやすいようなことで今後研究を進めていきたいなという考えはあります。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

3番の工業用水道に入ります。先ごろはテストで河川に放流されて、農業用水や河川から浄水場にくみ上げておられ、これは緊急時はオーケーということで行われたと思います。26

年度は工業用水道の予算に第1水源、井石水源から大堤まで330メートルを導水管で接続し、渇水時は浄水場へ地下水を送るという計画がありますが、予算化もされております。建設はいつごろを考えておられますでしょうか。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

井石水源の臨時的な活用ということで、上水道事業の予算で導水管布設費ということで26年度予算に計上しております。その建設時期につきましては、できるだけ早く26年度の早期に実施したいと。といいますのは、やはり例えばことしの夏ですね。そういった状況あたりが、気象状況等が温暖化とかで水質管理に影響が出た場合、そういったものを活用するというのでいえば、早目の工事が必要ということで、新年度になれば早急に着手したいと思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

施政方針のほうに移ります。地場産業の窯業、焼き物がここまで衰退しました。国内景気は回復基調と言われますけど、中心の都市部産業だけで、東日本から目をそむけ、地方は対象外の感じがいたします。

本町の焼き物産業はもう20年もの長きにわたって暗く長いトンネルの中だと思います。それぞれの分野で元気な方はもちろんいらっしゃいますけど、あとは広い工場や倉庫に人影が少なく、ピーク時の平成5年ぐらいから20年、坂道を転がり落ちるようになってきました。窯元などの窯業関連の事業所は大小合わせて562から、現在は200から300、これは数え方にもよるんでしょう。200から300。4人以上の事業所は80です。従業者も3,657人から現在およそ1,000人です。

町長から見られたとき、あるいは行政担当者からの目で見られたとき、これらはどう映っていますでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

議員お説のとおり、町内の窯業関連に関する事業所、従業者ともにピーク時に対して非常に少なくなっているのは現象としてわかっているところでございます。これをどういうふうに捉えておられるか。これは確かに国際的、あるいは国内的な諸事情が絡んで、1自治体で解決できるような問題ではございませんけれども、その中でも何度も申しましておるように、他産地との差別化を図るために産地ブランドを確立させながら販路拡大を図ると、そういった取り組みを積極的に展開してきておるところでございますので、なかなかこれが一朝一夕に成果としてあらわれるのは非常に厳しいかと思えます。

そういった取り組みの中で、施政方針の中で町長が申しましたとおり、東京ドームで行われましたテーブルウェア・フェスティバルにおきまして、波佐見焼のブースにつきましては他の産地を圧倒してにぎわっている状況でございます。これは地道なこれまでの業界と、それから行政の一体となった取り組みの成果が今やっと花開いて、花開くといえますか、一定の成果を出してきている状況ではないかなというふうに認識はしております。ただし、ここで手を緩めるわけにはいかないというふうな認識を持っているところでございますので、今後とも業界、行政一体となった取り組みを進めていきたいと思うところでございます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

どういふあれかと、やはりバブルが崩壊したというような状況の中で、やはり波佐見町の窯業は分業で発展をしてきたというふうに思っておりますし、機械の合理化でですね。そして時流に乗ったというのは、デパートと専門店だけの市場だったのが、ギフトとブライダル、それと量販店、これの急激な展開に一番時流に乗ってきたんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、昭和59年から60年ぐらいから、55年ぐらいから生産サービスの段階の中で、やはりトヨタカンバン方式、値段、大体需要と供給のバランスがとれとったら、やっぱり原価積み上げ方式で最初は売れていったわけです。ところが、もうバブル崩壊前から、もう値段はこれだけだ、数量はこれだけだ、納期はこれだけだ、品質はこういうことなんだというような形の中で、それぞれ問屋さんもメーカーも生地屋さんもずっと疲弊してきた。これは波佐見だけの問題じゃなくして、日本の地場産業のほとんどがそういうふうな形の中で疲弊してきたんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、地場産業としては日本の中ではよく生き残ってきたというふうに思っておりますし、同じ焼き物の産地としても、今やはり官民一体となって、業界も運命共同体、商社とメーカーと生地屋さんが一体となってやっているということは、大きなほかの産地になり強みだというようなことで、さらに我々としてもこの機を逃さず、さらに知名度アップ、そういうことに取り組んでいきたい。行政が行政の役割として、そして、また業界は業界の役割として、大きな目的として業績アップという、知名度アップ、そういうことに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

この10年、PR事業、今おっしゃるような、今やってらっしゃる事業、頑張っただけでこられました。そして、今、もうそれほどかけなくても、もう雑誌社のほうから来る、報道のほうから波佐見へ来るというところまで来ましたよね。本当にすごいことだと思うんです。ですから、今はその予算、その計画日数、その半分ぐらいはもう守るほうに使わなければいけない。もう、それでも遅きに失したと思いますけど、それでも今PR事業等をやめるわけにはいきません。やめたらだめです。でも、それを半分ぐらいにできませんか。そして、あとを守るほう。

いいところを見ていたら、波佐見は他産地よりいいというふうに見えますよ。確かに元気がよく見えるのかもしれませんが、その底のほう、倉庫も工場もいっぱい人がいたのに、今いないんですよ。がらがらなんですよ。やめていったところが半分です。半分以上です。この下からの状況を見ると、そうも言っていられないんじゃないでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

確かに攻めだけでなく守るべき方向に転換すべきじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、ただし、今これだけ予算を投じて窯業関連の事業を転換しておる中で現状維持が図られているというのが私たちの認識でございます。これを守るほうに振り向けた場合、仮にその半分以上を、攻めるほうをなくした場合、逆に縮小、疲弊という事態を招かないとも限りませんので、今の現状は現状として認識しながら、さらに業界と協議しながら、適切

な対応、事業等に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

そうおっしゃって、そして26年度を観光立町元年と位置づけ、さらに交流人口の拡大で町の活性化を進めると。温泉を中心にした体験観光や地域のお祭りなどを総動員して取り組まれる姿勢です。それはそれでもよいのかもしれませんが、財源も伴います。本町は400年の歴史を誇る焼き物の町。分室にあれほど集められた、あふれるほどの資料の中から悲鳴さえ聞こえてくるような気がします。中尾の上登窯や観音堂からも同じです。文化財担当の人、文化財関係者、このあたりからの直接の声というのではないのでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

このような形の中で、やはりまずはマーケット、市場において波佐見焼の知名度を上げるというのは最優先だというふうに思っておりますし、今そのような形の中で、今そしたら市場であった人たちが波佐見ってどんな町だろうかというような形で、雑誌にいろいろな取材を受けたり、そして、またそういうテレビに報道されたりというような形でございます。

私はそういう中で、やはり、まずそういうかかわっている方々が波佐見においでになった人たちのおもてなし、そういうことがまずは基本じゃないか、大事にですね。来てよかったと言われるような。そういう面では、陶農博なんかでもいろいろな形でも、地域の方、業界の方、それぞれすばらしい対応をさせていただいておりますし、そして、ことしは特に立町元年という、観光立地元年ですけれども、前からも僕は思っておりましたけれども、やはり波佐見町のこの窯業の町、焼き物の町としての存在感をより強固にするためには、やはり歴史、文化、芸術、こういうものに力を入れて存在感を強めていきたいというふうに思っております。そういう中では、それぞれ中尾でも観音堂のあれだけのことをやっていただいた。大変賞賛に値することじゃないかなというふうに思っておりますし、登窯もほぼことしじゅうには完成をするというような形で、そういうふうに今からさらに波佐見のそういう歴史的なもの、文化的なものが力を発揮してくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう面では、まずはやはり観光ボランティアの皆さん方がよく観光客の対応をして、

波佐見の歴史、文化を説明をしていただいております。そのことを鑑みて、まず、波佐見の役場の職員から波佐見の歴史、文化を学ぼうじゃないかというようなことで、学芸員を使って、そして職員の啓発の推進を進めていき、そして、それが業界の方、町民の方々にずっと広がっていくということになると、民度が高まってくるんじゃないかと。これは大きな金もかからなくても、そういう意識、関心を持たせることが非常に大事になってくるだろうというふうに思っておりますし、特に議員さんも住民の代表でございますので、ぜひそういう面でも一緒になって勉強をして、波佐見の歴史、文化を勉強して、外に発信をしていければなどというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

文化財のほうがどういうふうな考えを持っているかという御質問でございますので、お答えをいたしますけれども、文化財のほうは、今、町長が申しましたように、波佐見に400年の伝統を誇る、大事な焼き物の文化というものがあるわけでございます。それをいかに多くの方々に御披露するかと。見ていただき、波佐見のよさ、波佐見の歴史、伝統というようなものを、文化というものを知っていただくというものに今一生懸命になっております。その一つが中尾上登窯であり、今、検討材料としております歴史資料館等も、将来的にはぜひ波佐見町でも館を図り、多くの人々に見ていただきたいというふうなことを前向きに取り組んでおりますので、守りの姿勢ではなく、前向きに取り組んでいるところでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

これまで何度もまたかと言われながら、焼き物を守ってください、山の火を消さないでくださいと繰り返してきました。もう半分以上は消えました。大きな財源を申してきたのではありません。町として取り組む心の問題を問うてきたのです、ずっと。多くのものづくりの声でした。しかし、確たる対策はその方面から見るとなかったです。もう遅いけど、これからもう一回、ゆっくり考えたいと思います。

ことし1月にお亡くなりになられた、たくみの腕を持っておられた先生は、恐らく最後のろくろ師でしたでしょう。真面目に頑張る若い人を育てて40年。全国から焼き物が好きで集

まってきたわっかもんを育てていきました。そして、わっかもんが食っていけないと、この波佐見を憂いながらの旅立ちでした。前にも言いましたけど、波佐見で自分がつくったご飯茶わんが二つ売れば、私は、僕はこの波佐見で頑張ると言った若い人たちが皆去ってしまいました。優秀な子供たちです。そして、一人、隣町で頑張っている20代の青年は、先代が人間国宝という窯で一人でろくろをひいています。それくらい優秀な人を育ててくださいました。波佐見で育ててもらった恩返しは必ずすると、師匠の心をしっかり受け継いでいます。

彼らは仕事をしながら夜間のろくろ教室で頑張っています。町長は、あるいは担当は、担当課の方は、彼らの教室をのぞかれたり、協議をなさったりなさったことはどれくらいおありなんでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

まず、今の状況では、ろくろ教室の現場は見たことはありませんけど、年に1回は陶芸家の皆さん方といろいろな形でお話をして、そういうふうな事情は知っております。ただ、議員のような特殊なところの事情は十分は承知はしておりませんが、いろいろな、もっと広い範囲ではやっているというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

のぞかれていないとはびっくりしました。焼き物の町のトップとして16年目です。余りに彼らがかわいそうです。師匠もです。山の火を消さないでくださいというものづくりの心が町長の、あるいは行政の方の心に響かないのであれば、もう町長の在任中は申しません。本当に波佐見を、焼き物を愛する小さな力で小さな歩を進めていかなければならないと思っております。

以上で終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

響かないというような非常に厳しいお言葉ですけれども、そういう声ばかりじゃなくして、

業界全体のこととか、波佐見町全体の焼き物業界のことということになりますと、あなた以上に私は熱心にやっているつもりです。だから、そういう中で、のぞかないでもいろいろな方々と接触をして、そういうふうな気持ちは十分わかっております。心に響かないというのは非常に厳しい言葉だなというふうに感じました。

以上です。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

失礼しました。言葉が過ぎたらお許してください。でも、彼らは陶芸家じゃないのです。陶芸家の卵の卵なんです。よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

以上で、9番 松尾道代議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時34分 散会